

令和2年4月24日 開会

令和2年4月24日 閉会

令和2年4月臨時会

美作市議会会議録

令和2年4月24日

(第 1 号)

1. 議事日程

(令和2年第2回美作市議会4月臨時会)

令和2年4月24日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 報告第2号 専決処分の報告について(訴えの提起)

日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(美作市税条例等の一部を改正する条例)

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(美作市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(美作市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例)

日程第5 議案第55号 特別職等の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について

議案第56号 令和2年度美作市一般会計補正予算(第1号)

2. 出席議員は次のとおりである(18名)

1番	青	山	慶	2番	和	田	広	宣		
3番	岩	崎	清	治	4番	岡	野	鉄	舟	
5番	中	山	忠	明	6番	倉	地	重	夫	
7番	重	平	直	樹	8番	安	藤	功		
9番	金	谷	の	り	子	10番	山	本	雅	彦
11番	萬	代	師	一	12番	山	本	重	行	
13番	尾	高	誉	久	14番	鈴	木	悦	子	
15番	岩	江	正	行	16番	日	笠	一	成	
17番	内	海	健	次	18番	岡	本	泰	介	

3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

4. 会議録署名議員

5番	中	山	忠	明	6番	倉	地	重	夫
----	---	---	---	---	----	---	---	---	---

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(15名)

市 長	萩	原	誠	司	副 市 長	荒	木	利	明
政策審議監	春	名	利	亮	会計管理者	山	森	和	幸
総務部長	岡	本	和	之	危機管理監	千	原	善	弘
企画振興部長	春	名	信	明	市民部長	景	山	二	男
教育次長	平	田	幸	春	環境部長	森	元	浩	之
経済部長	遠	藤	宏	一	保健福祉部長	江	見		勉
建設部長	小	林	英	樹	消防長	高	山	宏	明
税務課長	玉	櫛	哲	也					

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名(3名)

議会事務局長 尾 崎 功 三

課 長 坂 元 省 吾
主 任 白 井 隆

議長（岡本 泰介君）

おはようございます。

携帯電話の電源を切っていただきますようお願いいたします。

傍聴者の方は、傍聴規則を遵守していただきますようお願いいたします。傍聴席において写真撮影、録音等は禁止されております。なお、携帯電話、パソコン、その他電子機器の電源はお切りください。傍聴規則が守れない場合は、議場より退席をしていただきます。

本日、報道機関より取材のため、録音及び撮影をしたいとの申出がありましたので、これを許可しております。

定刻が参りましたので、ただいまより令和2年第2回4月美作市議会臨時会を開会いたします。

全員の出席です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

今臨時会に説明員が出席いたしますので、これを許可しております。

また、新型コロナウイルス対策として、執行部は最小限の出席者での対応をお願いしておりますので、御了承をお願いいたします。

なお、飛沫の飛散防止の観点から、パネルの設置とマスクを着用し、登壇者以外は着席のまま発言することとしております。

ここで市長より発言を求められておりますので、これを許可します。

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

皆さん、改めておはようございます。

令和2年になって第2回の臨時会、招集をさせていただくことになりました。御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

一言御挨拶を申し上げます。

新型コロナウイルスの感染、これは全世界で猛威を振るっておりまして、我が国内におきましても、去る4月16日に改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が全都道府県を対象拡大をした形で発令されたわけでごさいます、いまだに終息の気配が見えない、そういう状況が続いていること、御案内のとおりでございます。

経済への影響も深刻化しておりまして、国際通貨基金、いわゆるIMFでございますけれども、世界経済見通しというものを出示しまして、2020年の成長率予測を1月時点から6.3ポイント引き下げてマイナス3%とし、また日本経済も、中国経済の低迷、インバウンド需要の低迷、サービス消費の低下、設備投資の減少などから大きく下振れすると予測されており、昨日、発表ございましたけれども、政府としても、急激に日本経済は悪化をしているという見方に、当然でありますけれども、なっているわけであります。

市内の経済状況へ目を転じますと、宿泊・観光業、飲食業、製造業、あるいは旅行にまつわる運送業等の幅広い業種において影響が拡大をし、特に宿泊・観光、運送業は、甚大な影響が既に明確に現れている、そう認識しております。個々の事業者の方々は未曾有の危機を乗り切るために自助の努力を続けられておりますけれども、緊急事態宣言の発令による外出自粛の要請等によりまして、さらに客足が当然でありますけれども減り、休業を余儀なくされている事業者も見受けられる状態となっております。また、私どもとしまして、市民の方々の健康を守る観点から、県に対して、例えばパチンコ店の営業自粛を県に要請していただきたいというな

ことも申し上げており、恐らくそういう方向が出てくるものと期待をしているところであります。

そういう状況の中で、経済対策に関する相談窓口を開設しておりますが、この窓口にも、個人事業主の方々や労働者の方々から、資金繰りや雇用関係を中心に、これまで既に30件の相談があります。これは4月23日現在でございますけれども。そういうことで、終息の見通しが立たない状況の中で、特に市内業者の方から本当に悲鳴が伝わってきている。窓口でもそうですし、私の個人的なラインでも、そして議員各位の個人的なラインにおいても同じような情報が入っていると確信をいたしているわけでありまして。

そしてその中で、我がみまさか商工会議所、本当によく頑張っておられますが、会員企業を対象に、訪問を中心として、新型コロナウイルス被害影響調査を既に実施しておりますして、ほぼこの段階で約4割の方々からのお声を頂戴できておりますが、その分析によりますと、非常に影響があるという方々が24.1%、ある程度影響があると言っておられる事業者の方々が25.6%、今後影響がありそうということで考えておられる方々が27.2%、合計いたしますと4分の3、75%以上という方々が、影響が出ている、あるいは出そうだということで、今の状況を耐えておられるという結果であります。飲食業、小売業はもとより、製造業、卸売業、情報サービス業などでも影響ありという御意見が出ておりました。各業種とも、顧客の減少、資金繰り、商材調達、取引機会の損失、従業員の雇用など、多くの困難に同時に直面をしておられまして、これらに対する対策が求められていると強く感じているところであります。

当市から3月10日には単独で、また4月2日には中国5県の54市にもお声がけをいたしまして、中国市長会として、地域経済対策を求める緊急要望を国の関係機関に対して行ったことにより、リーマンショックを上回る強大な政策パッケージが編成され、この中に一定程度、我々の意見も反映されているものと承知をしておりますけれども、市としては、地域の実態を把握し、現在までに明らかになっている国の対策では、中小零細企業への対応として不十分と言わざるを得ません。また、対策がお困りの中小零細企業に実際に届くためには、簡単な手続による迅速な施策の実施が必要であり、この点においても今の国の対策は不十分であると感じております。そこで、市内事業者等の声に早急に答えるべく、4月中に給付や融資が実行できるよう、市として取り組むことといたしました。後ほど説明がございますけれども、申込みがあったら5営業日以内に資金が提供できる、そういう方針を考えているわけでありまして。なお、今後の経済の状況及び国の対応やその効果を確認し、必要があれば追加の独自対策を実施することにちゅうちょすべきではないというふうに考えておまして、その関係もあり、また議会の方々の御意見を頂戴するための開会ということも臨時にあらうかとも思うわけでありまして。

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策に係る一般会計補正予算に加え、特別職の職員の給与の特例に関する条例のほか、専決処分に係る報告が1件、承認3件について、本日上程をさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

また、本会議における諸議案の提案説明等につきましては、副市長から行います。

あわせて、このたびの4月の定期人事異動がございました。これに伴いまして、本会議に出席をしております幹部職員の顔ぶれが変わっておりますので、この場をお借りいたしまして、副市長から紹介をさせていただきますと思いますので、お許しを賜りたいと思います。

いずれにしても、緊急の議会、御出席に改めて感謝御礼を申し上げ、御挨拶といたします。〔降壇〕
議長（岡本 泰介君）

荒木副市長。

副市長（荒木 利明君）

それでは、紹介させていただきます。

これまで企画振興部長心得として出席しておりました平田教育次長でございます。

教育次長（平田 幸春君）

おはようございます。

教育次長の平田幸春です。どうぞよろしく願いいたします。

副市長（荒木 利明君）

続きまして、新しく出席いたします小林建設部長でございます。

建設部長（小林 英樹君）

建設部長を拝命しました小林英樹でございます。どうぞよろしく願いいたします。

副市長（荒木 利明君）

同じく、新しく出席いたします千原危機管理監でございます。

危機管理監（千原 善弘君）

危機管理監を拝命しました千原です。どうぞよろしく願いいたします。

副市長（荒木 利明君）

これまで危機管理監として出席しておりました高山消防長でございます。

消防長（高山 宏明君）

危機管理監としてお世話になっておりました。4月より消防長を拝命しました。引き続きよろしく願いします。

副市長（荒木 利明君）

続きまして、新しく出席いたします山森会計管理者でございます。

会計管理者（山森 和幸君）

失礼します。会計管理者を拝命いたしました山森和幸でございます。どうぞよろしく願いいたします。

副市長（荒木 利明君）

続きまして、これまで企画振興部長心得として出席しておりました春名企画振興部長でございます。

企画振興部長（春名 信明君）

失礼します。企画振興部長の春名信明でございます。どうぞよろしく願いいたします。

副市長（荒木 利明君）

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（岡本 泰介君）

それでは、ここで退席をしてください。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（岡本 泰介君）

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により5番中山忠明議員、6番倉地重夫議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（岡本 泰介君）

続きまして、日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

先般、本臨時会の運営について議会運営委員会が開催されておりますので、委員長報告を受けます。

岩崎委員長。

3番（岩崎 清治君）〔登壇〕

皆さん、おはようございます。

ただいまから議会運営委員会の委員長報告を行います。

去る4月20日午後1時30分から議員控室において、議長、委員、市長以下、関係職員出席の下、議会運営委員会を開催し、4月臨時会の運営について協議いたしましたので、その結果を報告いたします。

まず、会期につきましては、本日、4月24日の1日限りといたします。

次に、市長から送付されました議案は報告1件、承認3件、条例の一部改正案1件、補正案1件の6件であります。議案審議は即決議案とし、提案理由の説明の後、質疑、討論、採決といたします。

以上で議会運営委員会の委員長報告といたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

議会運営委員長の報告が終わりました。

会期についてお諮りいたします。

ただいま議会運営委員長の報告がありましたように、本臨時会の会期を本日24日の1日間と決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日24日の1日間と決定いたしました。

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

緊急質問の動議。

議長（岡本 泰介君）

はい。

15番（岩江 正行君）

休憩をお願いします。

議長（岡本 泰介君）

緊急質問はお一人ですか。

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

休憩ちょっとをお願いします。

議長（岡本 泰介君）

会議規則第63条に、質問が緊急を要するとき、その他真にやむを得ないと認められるときは、議会の同意を得て質問することができる規定とされております。会議規則第16条に規定されている動議成立に必要な賛成者を必要とせず、議員1人で提出することができます。

よって、岡野議員の緊急に質問したいとする内容を確認し、発言を許可するかどうかお諮りすることになりますが、美作市議会の申し合わせにより、緊急に質問したい場合は、質問内容を通告書により提出していただき、内容を確認いたします。

よって、これより暫時休憩いたします。

午前10時16分 休憩

午前10時36分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お手元に通告書を配付しております。

配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

お二人から緊急質問の通告がございましたので、休憩中の議会運営委員会で、まず岩江議員からお諮りすることと決定いたしました。

岩江議員の緊急質問は、ネットで掲載され拡散されている差別落書についての発言を許可することに賛成の方の起立を求めます。

〔4番岡野鉄舟君「議長、議事進行」と呼ぶ〕

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

今先ほどこの配付されたペーパーだけによって採決をされようとしているんですが、これによるだけであれば、皆様方はその判断の基準がないんじゃないですか。せめて、なぜこれを緊急質問したかという発言の場が求められてしかるべきではないかと思いますが。

議長（岡本 泰介君）

岡野議員、通告書が出ておりますので、それはもし許可されれば、しっかりそのことについて言われるわけですから、この発言を許可するかしないかによって、この内容ははっきりするわけですので、まず発言を皆さんが許可するかしないかで決定していきたいと思いますが。

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

私が申し上げているのは、その入り口のところで、皆様方がこれをよしとするか、そうでないとするかが判断できないんじゃないですかということです。つまり、通告をしている者のなぜ出しているかということが、最低限、一言でも必要ではないですかということです。それは、議長のおっしゃられることは分かりますよ。

議長（岡本 泰介君）

いや、岡野議員、ネットで掲載され拡散されている差別落書ということで、その内容は大体皆さんもうおわかりではないかと私は判断しますが。これで皆さんが許可されれば、これについて岩江議員は発言されていくわけですので。

〔4番岡野鉄舟君「それはおかしいんじゃないですか」と呼ぶ〕

岩江議員。

ちょっと待ってください。

15番（岩江 正行君）

議長、これはわし、誰にも出しとらへんぞ。何人かには見せたけど。わしの今回の発言内容については、二、三人には見せたけど、見せとりやへんぞ。

議長（岡本 泰介君）

いや、それは、その……。

15番（岩江 正行君）

あんたらにも見せとりゃへんぞ、これ。

議長（岡本 泰介君）

いやいや、見せたとか見せないとか、そういうことはあんまり関係ないです。ここで、このネットで掲載され拡散されている差別落書ということについて、岩江議員が緊急質問されたいということですので、それについて皆さんがよしとするか、よしとしないかということをお諮りしているわけです。

〔4番岡野鉄舟君「それはできないでしょうって言っている。皆さんも判断困難なんでしょうという。せめて、そのなぜかということの発言の機会が与えられないと、皆さん判断できないでしょう」と呼ぶ〕

そのようになっていないので、これでいきます。

〔4番岡野鉄舟君「なっていないんじゃないかと……」と呼ぶ〕

ネットで掲載され拡散されている差別落書ということの内容は、許可されれば、ずっと出るわけですから。発言されるわけですから、それは皆さん分かれると思います。ですから、ここで……

〔15番岩江正行君「判断基準のことを言いよんで、議長。あんた、分かんのか、言いよることが。岡野議員が言いよることは、判断基準がこれだけで皆さんが判断ができますかという言いよることを言われよんじゃから、ネットの中身が何か分かんでしょうがなということ言いよんじゃから」と呼ぶ〕

〔「今回はコロナの臨時議会なんですけど、それがどうして分かるんですか、それは」と呼ぶ者あり〕

それ、通告書にこう書いてあるんですから、それによって判断するしかないんです。

〔15番岩江正行君「中身が分かるとんかと尋ねよんじゃが皆に」と呼ぶ〕

緊急質問の内容は項目で出ておりますので、これによって皆さんが判断されることで、その決を採らせていただきます。

これについて、この発言を許可することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立少数〕

議長（岡本 泰介君）

賛成少数。したがって、岩江議員の緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程とすることにできません。緊急性が認められないということになります。緊急質問は行いません。

続きまして、岡野議員の緊急質問について、項目を読みます。ちょっとお待ちください。

項目は、新型コロナウイルスの緊急経済対策（全国民向けの一律10万円給付）の対応について、指定管理に出している観光施設等の休止判断の必要性和緊急性についてという2項目についての緊急質問に賛成の方の起立を求めます。

〔起立少数〕

議長（岡本 泰介君）

賛成少数。よって、岡野議員の緊急質問は緊急性が認められないため、緊急質問は行いません。

日程に戻ります。

- 日程第3 報告第2号「専決処分の報告について（訴えの提起）」
日程第4 承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（美作市税条例等の一部を改正する条例）」
承認第2号「専決処分の承認を求めることについて（美作市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」
承認第3号「専決処分の承認を求めることについて（美作市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例）」
日程第5 議案第55号「特別職等の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について」
議案第56号「令和2年度美作市一般会計補正予算（第1号）」

議長（岡本 泰介君）

続きまして、日程第3、報告1件、日程第4、承認3件、日程第5、議案2件、報告第2号、承認第1号から第3号、議案第55号から56号を一括議題といたします。

日程第3、報告第2号「専決処分の報告について（訴えの提起）」を副市長より提案説明を求めます。

副市長。

副市長（荒木 利明君）〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました報告第2号「専決処分の報告について（訴えの提起）」を御報告申し上げます。

児童手当返納金の支払いについて、納付の意思が見られないため、津山簡易裁判所に支払い督促の申立てを行ったところ、相手方から異議申立てがありました。支払い督促につきましては、異議申立てがあった場合、通常訴訟に移行するという制度になっておりますことから、地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の委任による専決処分の指定についての5項目めに該当し、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告するものでございます。

以上、御報告させていただきます。よろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、質問も答弁も簡潔にお願いいたします。

質疑はございませんか。

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

3点質問いたします。

手元に専決第1号ということがありますが、まず第1点の質問は、4の訴えの提起の概要に、令和元年12月6日に上記被告を債務者として津山簡易裁判所に、民訴法383条の規定に基づき支払い督促の申立てをし、適法な督促異議があったとあるんですが、これ、専決が間違っているんじゃないかと思えます。なぜかといいますと、支払い督促の申立ては、簡易裁判所にするものではありません。簡易裁判所の裁判所書記官に対してするものです。この文言を見る限り、専決第1号の専決処分は法令違反があると思えますが、この辺を民訴法第383条を朗読することによって確認をいただきたい。第1点。

2つ目は、適法な督促異議の申立てがあったとあるが、どんな内容のものであったかというのが2つ目です。それから、支払い督促の申立てはどのようなことをやったのか。

まず3点をお聞きいたします。

議長（岡本 泰介君）

景山市民部長。

市民部長（景山 二男君）

3点の御質問でございます。

まず、民事訴訟法383条の第1項につきましては、今現在、手元に持っておりませんので、申し訳ございませんが、後ほど朗読させていただきたいと思っております。

それから、申立ての内容でございますが、あちらからの申立てにつきましては、分割納付をしたいという申立てがございました。

それから、こちらからの内容でございますが、実際に児童手当の支払いにつきまして分割で納付されておりましたが、これが途中から分割がなくなりまして、これを支払い督促によりまして、総額を支払いしていただきたいということで、申立てを行っております。

議長（岡本 泰介君）

一番最初の質問に答えられていないような気がするんだけど。

〔4番岡野鉄舟君「六法全書を持ってきたらいいじゃないの。休憩を取って」と呼ぶ〕

休憩要りますか。

〔市民部長景山二男君「はい、お願いします」と呼ぶ〕

はい。それでは、答弁調整のため、暫時休憩します。

午前10時47分 休憩

午前10時58分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、答弁から始めます。

景山市民部長。

市民部長（景山 二男君）

それでは、先ほどの民事訴訟法第383条の第1項について朗読をさせていただきます。

第383条、支払い督促の申立ては、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する簡易裁判所の裁判所書記官に対してするということでございます。

それに対しまして、支払い督促の申立書を市から提出しております。この申立書に記載されている相手先は、津山簡易裁判所裁判所書記官殿ということで提出をさせていただいております。

以上でございます。

〔4番岡野鉄舟君「答弁なってないじゃないですか。間違っているでしょうと言っているわけで、今読んだところの前段が。簡易裁判所にするんじゃないでしょうが。答弁になっていないから、議長、言ってくださいよ」と呼ぶ〕

〔「議長、ちゃんとせいや」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ちょっと待ってください。

ちょっと待って。

〔4番岡野鉄舟君「議長、言いましょうか」と呼ぶ〕

ちょっと待ってください。

ちょっとお待ちください。この下に、回答はちょっと不十分だったかも分かりませんが、下から2行目のところに、裁判所書記官の所属するという書き方にもなっております。下から2行目を見てください。ですから、一概に全部間違っているという判断では……

〔4番岡野鉄舟君「いやいや……」と呼ぶ〕

まあ、よろしいです。

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

国語力の問題じゃありませんよ。これは法律論の問題ですよ。

議長（岡本 泰介君）

座ってください。

4番（岡野 鉄舟君）

ええですか。民事訴訟法、私も持っているんですけど、支払い督促の申立てと、今、部長が答えたように、「債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する簡易裁判所の裁判所書記官に対してする」です。これはちゃんと日本語ですから、分かりますよね。

この訴えの提起のところを見てごらん下さいよ。令和元年の12月6日に、上記被告を債務者として、津山簡易裁判所に対し、支払い督促の申立てをしたと、こうあるじゃない。明らかに違うじゃないのと言っているわけ。機関である簡易裁判所にするもんじゃないんですよ、支払い督促の申立てというのは。人間、自然人である裁判所書記官にすることです。それに対して、後段のところは、395条に基づいてというのは、そういった支払い督促を市がしたときに、債務者がその異議を申し立てたら、機関である簡易裁判所に訴えの提起があったとみなされるということです。これはそのとおりです。これは国語の問題で、ちゃんと見たら分かるんですけど。支払い督促の申立ては、383条の1項を今、部長も読まれたし、私も言ったように、裁判所書記官に対してするもんなんですよという。大は小を兼ねるとか、そういった問題じゃないです。根本的な違いですよということよ。それを専決第1号でやるとところというのは違うじゃないですかという。分かりませんか。

国語力の問題というよりも、基本的な問題でしょうが。だから、これを専決として第1号をしているんですけど、これはもう議案は訂正させにやいけません。つまり、答えを言えば、津山簡易裁判所の裁判所書記官に対し、民訴法383条1項に基づき支払い督促の申立てをしたと云々かんぬんというふうに、自然人に変えにやいけません。こんなものを出しとって、情報公開されてごらん下さいよ。笑い者になるよ。

まず、いいですか、もう座ったままで、2回目の質問の1点ですが、続けて言いましょうか、別の質問を。

議長（岡本 泰介君）

はい。

4番（岡野 鉄舟君）

2回目ですから。

議長（岡本 泰介君）

はい、続けて言ってください。

4番（岡野 鉄舟君）

2回目の2つ目の質問は、これ非常に普通の物事を請求するのと違って、要するに本来受給のある権利の人が、どういう原因で支払い督促をしたりせにゃいけんかということが一番肝心なんです、こういった受益行政の場合は。2つ目の質問ですが、支払い督促の申立てを令和元年の12月6日にしているんですけど、それまでに債務者とその内容等についてどういう話し合いをしたんかというのが2つ目の質問です。2回目のね。

3つ目の質問は、市民部長に聞きますけど、訴えの、つまり支払い督促の申立ては議決事項じゃないんですけど、その支払い督促の申立てに対して異議があったときに訴えの提起とみなされるのは、法律の条文のとおりです。ここをどうというふうな、訴えの提起をみなされたときには議会の議決をやらなきゃいけないんです。この理由を、これを専決しているんですけど、このみなされた提起を議決事項とされている理由はどこだと思いますか。

以上、2回目の質問を3点いたしました。

議長（岡本 泰介君）

景山市民部長。

市民部長（景山 二男君）

支払い督促に対しての内容でございますが、協議の内容含めてでございますが、この児童手当に関しましては、平成25年3月に他市町から入られた方につきまして、受給者であるということで認定請求を行いました。その結果、別居の監護申立てがございまして、この方につきましては受給資格があるということで認定をしておりましたが、その後、その児童手当対象者がほかの方の受給を受けているということが判明しまして、この方につきましては支払い事由の消滅通知を送らせていただいております。その結果、こちらから支払いをしております児童手当につきまして、返還を求める返納通知書を出しております。この後、分納申立書をいただきまして、分納をしていただいておりますが、これが平成27年から分納をしていただいておりますが、この分納につきましては、計13回の支払いがありました、現在は支払いが滞っているということで、その残金について、支払い督促の申立てを行っております。

交渉とかの状況でございますが、電話での督促であったり、自宅へ訪問しまして支払いをお願いしていた状況でございます。最近では、自宅に行っても面会ができない状況が続いております、支払い督促の申立てをする状況になっております。

それから、申立てに対する状況でございますが、これについては、支払い督促につきましては議会の委任による専決処分ということで、支払い督促の申立てに係る訴えの提起、和解、調停に関する事ということで、専決処分の指定をいただいておりますので、この条文によって、支払い督促の申立て、訴えの提起ということでさせていただきます。

議長（岡本 泰介君）

1番の訂正が必要ではないかということに対する答えはございませんか。

〔4番岡野鉄舟君「いやいや、それ答弁、答えていないよ」と呼ぶ〕

はい。それを今。

〔「どがいしたんな」と呼ぶ者あり〕

景山市民部長。

市民部長（景山 二男君）

支払い督促の訴えの提起の概要の中で、確かに議員さんがおっしゃるとおり、民事訴訟法383条の相手先としては裁判所の書記官に対してするということでございます。こちらの方に書いているのは、津山簡易裁判所に対しということで、その文言はこちらの方に記載していないのは事実でございます。

訂正につきましては、ちょっと休憩をお願いしたいと思います。

議長（岡本 泰介君）

それでは、暫時休憩いたします。

午前11時09分 休憩

午前11時18分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁より入ります。

景山市民部長。

市民部長（景山 二男君）

専決処分書の訂正の件でございますが、こちらとしましては不要と考えております。

〔4番岡野鉄舟君「適法と考えている」と呼ぶ〕

議長（岡本 泰介君）

不要。しなくていいというふうを考えているという、そういう意味だと思いますけど。

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

3回目の質問を2点いたします。

第1点が、これ、ちゃんと例えば簡易裁判所に聞いてみてごらんよ。支払い督促の申立ては、何回も私が言ったように、簡易裁判所にするものではありませんというんじや。つまり、自然人である裁判所書記官に対してするものでしょうということや。

〔市長萩原誠司君「ちゃんと答弁聞いていたんじゃないの」と呼ぶ〕

答弁を今していないんじゃないの。

〔市長萩原誠司君「一番最初に言ったじゃないの」と呼ぶ〕

違っていると言ってんだよ。

〔市長萩原誠司君「何を言ってんだよ」と呼ぶ〕

何を言ってんだよ。

議長（岡本 泰介君）

市長はちょっとやめてください。市長。

〔「手を挙げて、手を挙げて」と呼ぶ者あり〕

4番（岡野 鉄舟君）

手を挙げて言え、市長。

議長（岡本 泰介君）

市長はちょっとやめてください。

はい、続けてください。

4番（岡野 鉄舟君）

だから、3回目の第1番目の質問ですよ。つまり、支払い督促の申立ては、機関である裁判所にするものではありませんと法律にちゃんと書いてある。だから、これはこの専決の第1号が法令違反であると、そういうことなんです。これを適法だという理由を法律のその条文に基づいて説明してくださいというのが第1点。

2つ目の質問です。3回目ですね。いいですか。支払い督促の申立ては、第96条の議決事項ではありませんが、その場合に、督促の異議があった場合は、訴えの提起があったとみなされると、これは96条に、議決になるというのは判例でそうなっております。この96条が、その訴えの提起があった場合に、みなされてもそれをよしとするか否かをチェックする権限が議会に与えられているわけです。それを今回は専決でやっているわけなんですけども、こういった支払いと訴え、みなされた訴えの提起であっても、行政は税金を使って訴訟できるわけなんですけども、訴えられた債務者は自分のお金を使わにゃいけんわけです。なぜかといえば、場合によると差押えをされるおそれもあるし、これが本当かどうかといったときには、自分の身銭を切らなきゃいけないんだ。普通のその支払いが義務がある場合は、これはいろいろ致し方ない面もありますが、今回の児童手当の場合は、本来もらえるべきものをいろいろその原因がどっちがあったにせよ、「出しなさい」「いや、ないんです」というようなことで、分納とかという話もあったと考えられるんですけども、要するに受給する権利が発生した後のケースで、その受給者と話合いをもっとすべきだろうと思います。

それで、今回も雲海の判決で、3月24日に出ております。長い間、行政がお金を使っている。一方で、被告になった方は、自分のお金でずっとやって、非常に長い間、心身ともに疲れている。そういった事例があるのをもう皆さん承知のとおりです。今回のような受給権に基づく、支払い督促に基づく訴えの提起であっても同じです。

そこで質問ですが、やはりこれは訴えのみなされた提起であっても、この訴えを取り下げて、債務者の方と話合いをすべきだろうと思いますが、この辺をどうされるかということ。2つ。

1回目は、改めて法令違反であるということ、適法ではないという質問です。改めて、この議事録に残しておくために質問いたしておきます。これが要するに簡易裁判所という機関にする支払いの申立てが適法であるというふうに今、答弁であったんですが、私は、これは絶対に間違っていると思います。はっきりとこの答弁を議事録に残しておきます。

2つ目は、今申し上げたとおりです。2点お答えいただきたい。

〔「議長、おまえ、しっかり答弁させえや、こがいなもの。何をしよんな」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ちょっとお待ちください。

景山市民部長。

市民部長（景山 二男君）

それでは、3回目の質問の中で、この法的な部分でございますが、津山簡易裁判所の書記官宛てに支払い督促の申立てをしております、正式に受理をされておりますので、手続上の不備はないと考えております。

それから、今回の専決処分書の4項目めの訴えの提起の概要でございますが、この概要については全ての文言が入っていなかったということで、先ほど民事訴訟法の中の部分で、「津山簡易裁判所書記官に」という「書記官」が抜けておりますが、今回の支払い督促の専決処分につきましては、今後ともこれに注意して、したいと思います。

それから、取下げについてでございますが、正式に支払い督促の申立てをしております今までの債務者に対する協議、それから話をした結果、支払いが見られないということで、支払い督促の申立てをしておりますの

で、通常どおりの支払い督促の申立てを行いまして、訴えの提起ということで手続をさせていただきたいと思っております。

議長（岡本 泰介君）

ほかにございませんか。

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

今言いよることが分らんのか。

〔「座ってやろうや。座ってやる。」と呼ぶ者あり〕

おう。座ってやるのはええけどな。市民部長にしっかり答弁させなんたら、ここのところを変えにやいけんのだったら、ここが落ちとんだったら、きちっと変えさせんさいよ、これ。議会に諮って。4項目めの訴えの提起の概要のところにある、書記官云々というような問題じゃないがな。上のところが、今言いよる津山裁判所というて書いとるから、裁判所の書記官という書記官が抜けとるからというんだったら、これを一旦取り下げてじゃな、変えたらいいんじゃないんか。おかしいんじゃないんか、それで。あんたが言うところを正当化するんだったら、上の落ちとるところはどがいするんならという話をしよんじゃ、これ。それが公文書じゃろうがな。これは何なら、出しとんのは。落書きか。公文書だったら公文書らしく、きちっとした文章出しんさいよ。

そこでしっかり議論さすのが議長の責任じゃろうがな。それもできんのか。議会に諮って、しっかりさせんさいよ。何にも簡単な話やがな。議員に諮れや、これ。諮って、もう一遍撤回して、ここのところへ津山簡易裁判所書記官の名前を入れたらいいんじゃないんか。何でそれができんのんか。法令遵守という、法に基づいてやりよる議会じゃったら、しっかりしたことをおまえ性根入れてやれえや。時間ばっかしたって、3回したら、もう物言えへんがな、おまえ。何をしよんな。

2項目めの後に付け加えたらいいんじゃないんか。このまま承認せえと言うんか。どうなんなら。毒を飲めよんのも一緒や、こがいなもん。何をしよんな、それで。

議長（岡本 泰介君）

答弁できますか。

15番（岩江 正行君）

答弁できるんか、せえや、あんたの責任において。二元代表制は、しっかり議論せにやいけまいがな。答弁の話じゃないやろう、おまえ。これを飲み込めという話かと言いよんじゃがな。落とすとんだったら、きちっとこれ、もう一遍、差しかえさせてもろうてもよろしいですかと言うて、諮りゃいいんじゃないんか。そのぐらひの話も、議長もできんのんか、市民部長に。何でもかんでも、それ、時間過ぎたらいいような問題じゃなからうがな。

議長（岡本 泰介君）

執行部の見解出ませんか。

〔「議長、休憩しましょうや」と呼ぶ者あり〕

はい。

執行部から確たる答弁もございませんので、ここで暫時休憩します。

午前11時31分 休憩

午後1時03分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

岩江議員の答弁から入ります。

荒木副市長。

副市長（荒木 利明君）

報告第2号に関しまして質問ありましたので、答弁させていただきます。

説明は担当部長からさせていただきましたが、手続に関しましては法律に違反する行為ではありません。適法に処理をされております。

また、今ちょっと議論になっております概要欄の記載につきましては、あくまでも事案の概略を書いたものであり、全てを書くことはできないことは御理解いただけているものだと考えております。この内容につきましては、特に誤りがあるというふうには考えておりません。このため、当該報告を変更や修正することは考えておりませんので、御理解いただきたいと思います。

〔15番岩江正行君「議長、ええか」と呼ぶ〕

議長（岡本 泰介君）

はい。手を挙げてください。

〔15番岩江正行君「手を挙げとんの、見えんのか」と呼ぶ〕

はい、見えます。

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

違法じゃないという根拠をきちっと教えてくれえや。裁判所でも聞いたんか、それで。裁判所にでも聞いたんか。弁護士に聞いたんか。公文書としては、ずさんなことないかといって言いよるわけじゃ。何もあんたが言いよるのは、全てを書くような問題じゃねえがな。津山簡易裁判所を書いて、今言いよる裁判所書記官って書いたら済む話ちゃうがな。何がそれ、書けれんの。書けれんのんならという、なぜそれができないんならと言うの。

議長（岡本 泰介君）

荒木副市長。

副市長（荒木 利明君）

すみません。繰り返しのなってしまうんですが、今回記載させていただいておりますのは、概要という形でございます。ですので、あくまでも事案の概略を書くというふうを考えております。

あと1点、裁判所の方に受理いただいておりますので、手続としては適正に行っているものと認識しております。

議長（岡本 泰介君）

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

裁判所にも相談したら、こういう文章が裁判所でみんな通ると言うたんか。誰に言うたん、裁判所の。それ教えてくれ。事務官か、裁判所の今言いよるここへ書いとるような書記官に聞いたんか。誰に聞いたな。名前まで言えと言いやせんけん、聞いたんなら、わし、行くんじゃから、すぐ。この間からずっと法務局から何でも行っきょんじゃから。ついでに行くんじゃから。言うて、それで、相談なかったらこらえんど、言うとか。ええころなこと言いよったら。ええころなこと言うなよと言よんじゃ。

議長（岡本 泰介君）

荒木副市長。

副市長（荒木 利明君）

裁判所の書記官でございます。

〔15番岩江正行君「副市長、何時ごろ言うたん、ほんなら。何時ごろに連絡したんじゃと言う。それだけ聞いとかにやいけん。美作市から連絡があったんかというて聞くんじゃけ。聞くんで本当に。うそを言うなよ。言っとりゃへんのんじゃろうがな。津山か岡山か、どっちなら。それだけ聞かせてくれ。やめるけん、もう。津山の書記官に言うたんか、岡山の書記官に言うたんか、それだけちょっと答弁してくれ。それで終わりじゃ。冗談じゃ済まんぞ、言っとくけど」と呼ぶ〕

〔「議長、ちゃんとしてくださいよ」と呼ぶ者あり〕

〔15番岩江正行君「議長、ちゃんと言わせえや、おまえ。そんなもの」と呼ぶ〕

議長（岡本 泰介君）

いや、もう岩江議員、もう4回目になりましたので。

15番（岩江 正行君）

4回も5回もあるかいな。わしは2回目、3回目って言いよりやせんがな。

議長（岡本 泰介君）

いやいや。

15番（岩江 正行君）

向こうに言わしてから答弁、その回数、電気つけえ、そんなもん。そこでじつと座とつたって、あきやせんのか。議会前行きやせんのか。ちゃんと意見を出させんさいよ、おまえ。

議長（岡本 泰介君）

いや、そういうわけにはいかないんです。決まりは決まりで守っていかんと。

15番（岩江 正行君）

そういうわけにいかん言うて聞けえ言えというのが、何で言えれんのか。あんたになってから何で言えれんのか、それで。あんたが議長になってから、何で言えれんのか。言うてみい、それで。それからや、話が。

議長（岡本 泰介君）

いやいや、私が議長になってからとか云々じゃないんです。前からそれは決まっているんですから。

15番（岩江 正行君）

そがんことはない。

議長（岡本 泰介君）

ずっとそれは守ってきているんです。

〔17番内海健次君「議長、議事の進行（聴取不能）」と呼ぶ〕

議長（岡本 泰介君）

他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

以上で報告第2号を終わります。

続きまして、日程第4、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（美作市税条例等の一部を改正する条例）」について、副市長より提案説明を求めます。

荒木副市長。

副市長（荒木 利明君）〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（美作市税条例等の一部を改正する条例）」を御説明申し上げます。

令和2年度税制改正により、個人住民税における未婚の独り親に対する税制上の措置及び寡婦控除の見直し、また所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応などに関する規定の改正を受けて、地方税法等の一部を改正する法律、その他関係法令が令和2年3月31日に公布され、市税の関係規程の改正については原則として同年4月1日から施行されることとなりました。これを受けて、税条例においても所要の改正を行う必要が生じたため、美作市税条例等の一部を改正する条例を制定することとし、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行い、同年3月31日に同条例を公布しました。詳細はお配りしております資料を御覧ください。

以上、地方自治法第179条第3項の規定により報告しますので、御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

提案説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

2番目の所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応ということで、質問の第1点は、そこに改正する理由を書いておりますが、所有者情報の円滑な把握の観点から改正をするんだと言うんですが、今回いろいろと54条を初め、74条とか、こうありますが、この条例の改正がどうして所有者情報の円滑な把握に資することになるのかというのが1点。

2つ目は、次のページというか議員だけの資料になりますが、現に所有している者への課税の整備について、現所有者であることを知って3カ月以内にと、申告をすることを新たに規定というの、あるんですが、この3カ月の根拠はどういったところかというのが2つ目。

そして、3つ目ですが、②の使用者を所有者とみなす制度の拡大のところを、そのところを、できる規定なんです、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有者とみなして固定資産税台帳に登録し、固定資産税を課することができるという、できる規定なんです、現実に条例を施行した場合に、払わない場合にはどういった状況が起き、どういった対応をするのかということ、その固定資産税の所有者不明土地について3点、まず1回というか、満足できれば質問いたしません、以上3点です。

議長（岡本 泰介君）

玉櫛税務課長。

税務課長（玉櫛 哲也君）

失礼します。円滑な対応のための件ですが、まずこれは、日本中で所有者不明の土地が発生してきております。その結果、固定資産税が課税できないような状況の土地が発生するということを解消するということの環だと思えます。

それから、3カ月の根拠ですが、所有者がお亡くなりになった場合に、相続の関係で、知ってから3カ月たったときの相続の放棄の関係がありますので、その整合性を取るために3カ月間という期間を設けて、条例にしております。

それから、使用者を所有者とみなした場合の対応ですが、所有者とみなされて固定資産税が課税された場合には、税の債権の本人が納税義務者となりますので、納税義務が確定した場合には、通常の税と同じような、未納の場合には対応になると思えます。

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

1点目と3点目が分かりませんね。条例の改正は、54条、74条の2、75条とあるんですが、私の聞いているのは、この改正をすることが、どうして所有者の情報の円滑な把握に資することになるかということを知っているんであって、私の質問に対する答えではありませんね。2回目。

そして、最後の3点目についてなんですけど、ちょっとイメージが今のあなたの答弁では描けません。もう一度、できるんだけど、例えば私が現に使用者として納付書が来たとしても、「私は払いませんよ。本来の所有者に払ってください」と言ったときに、私は一体どういう対応を市役所の方から受けるのかという質問です。もう少し具体的にお答えください。

議長（岡本 泰介君）

玉櫛税務課長。

税務課長（玉櫛 哲也君）

所有者の円滑なというお話ですが、所有者が分からなければ、先ほどと同じお話になるんですが、課税ができない。そうしたら、所有者の情報として、所有者を特定して把握することが円滑な対応になると、公平な課税になるということで、この所有者不明地の条例が規定されることになると思えます。

それから、未納、ある方を、使用者を所有者と特定する。これにはその途中の過程の確認が行われるんですが、例えばお父さんがお亡くなりになって、お住まいの方が相続されずに所有者とみなされた場合には、所有者とみなした結果、通常のものも税金が課税された方と同じように払わない場合には、強制徴収債権として滞納処分の対象になると思えます。

4番（岡野 鉄舟君）

議長は分かりましたか。

その最初のところ、何もその私はもう要するに知識がないわけですから、税の。どうも納得できない、あなたのそのプロフェッショナルの説明では。どうしてこの条例改正が資するんですかと言うんです、具体的に。

議長（岡本 泰介君）

ちょっとずれているんです。玉櫛課長の答弁と岡野議員の質問と、ちょっとずれているんです。

4番（岡野 鉄舟君）

3回目だから、答えればそれで終わりだけども。もうちょっと分かりやすく。あなたはもう専門家だから。

議長（岡本 泰介君）

もうちょっと、円滑なことにどうして資するのかということをもっと。

玉櫛課長。

税務課長（玉櫛 哲也君）

すみません。この条例が制定されますのは、所有者不明の土地や建物、登記簿上の所有者が普通は所有者になるんですが、その方がお亡くなりになって、相続等が行われないような土地、建物、そのまま長い間、続いたる間に、使用者がずっと使用しとるような状態の場合、そういった場合の土地や建物は誰が税金を払うかというところから、使用者の方に税金を払っていただくということを目的にした条例の制定になると思います。

〔4番岡野鉄舟君「みなし（聴取不能）その所有者がそれを払うことは違うんじゃないの。もう答えたから言いませんけどね。思い込みをしなさんな。もう少し素人に、子どもに説明するような観点をしないと駄目だ。以上、終わりだ」と呼ぶ〕

議長（岡本 泰介君）

はい。

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

それでは、本件は、美作市議会申し合わせ事項及び会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。よって、承認第1号は委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに決定いたしました。

これより討論を行います。

反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

どちらもございませんので、討論を終結し、これより採決を行います。

承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（美作市税条例等の一部を改正する条例）」について、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（岡本 泰介君）

賛成多数。よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

続きまして、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて（美作市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」を副市長より提案説明を求めます。

副市長。

副市長（荒木 利明君）〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました承認第2号「専決処分の承認を求めることについて（美作市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」を御説明申し上げます。

令和2年度税制改正により、国民健康保険税の基礎課税額及び介護納付金課税額に係る課税限度額を引き上げるとともに、国民健康保険の被保険者の保険税負担に配慮するよう減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直しなどに関する規定の改正を受けて、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年3月31日に公布され、国民健康保険税の関係規程の改正が原則として同年4月1日から施行されることとなりました。これを受けて、国民健康保険税条例においても所要の改正を行う必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、美作市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分し、同年3月31日に同条例を公布しました。

以上、地方自治法第179条第3項の規定により報告しますので、御審議の上、御承認を賜りますようお願い申し上げます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

提案説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

3番岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）

もう少し具体的に説明してもらいたいんですけど、一番聞きたいのは、この改正によって、保険税の上限額は変わらないようになっていっていると思うんですけど、応益、応能割の負担割合が変わるだろうというふうに想定されるんですけど、どのように変わるかということ、金額的なことがずっと上がっているの、説明をお願いします。

議長（岡本 泰介君）

玉櫛税務課長。

税務課長（玉櫛 哲也君）

応能、応益割のお話だと思うんですが、限度額が上がれば、応能額は上がります。所得の高い人の御負担が上がると。7・5・2の軽減判定の枠が上がれば、今度は応益割の方が少し本人の負担は減ると思うんですが、もともと昔は5対5の制度だった、原則5対5、応益と応能割は、だったと思うんですが、今は5対5に原則の制限は受けておりませんので。

ちょっとシミュレーションをしました結果は、今時点、この限度額の該当になる方が、医療分で言いましたら、限度額の該当になる方が2世帯関わってきます。これが2万円上がれば。それから、5割軽減の拡大の影響を受ける方が11世帯、それから2割軽減の影響を受ける方が8世帯いらっしゃいます。結果としては、上限が上がる方の負担分と、この応益に該当する軽減を受ける方の減る分、ほぼ等しい、大体同じくらいの金額になりますので、応能、応益という面而言えば、応能分の負担が上がるんですが、ちょっと今、何対になるかという資料は持っておりませんので、御容赦お願いしたいと思います。

議長（岡本 泰介君）

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）

ちょっと最初の方が理解しづらかったんですけど、平成、改正前と、令和2年の部分で、まず基本的には国保の上限額は変わりませんよということだろうと思うんですけど、そのあたりをまずはっきりしてもらいたい。

それで、応能割の方が少し負担が増えますよということだろうと思うんですけど。といいますのが、金額が61万円から63万円、2万円ほど上がっているんで、そのあたりで、収入の多い人は負担割合を上げてくださいよということで、先ほどの話じゃないんですけど、もう少し大ざっぱでいいですから、介護保険のことも書いてあるんですけど、分かりやすく、もう少し端的に説明をしてもらうたら。

議長（岡本 泰介君）

玉櫛税務課長。

税務課長（玉櫛 哲也君）

すみません。そうしたら、所得の高い方、その61万円から63万円に上がる分とか、介護分が16万円から17万円に上がるということは、相当に所得の高い方は、上がる前だったら、医療分と後期分と介護分をその世帯で最大、一番高い美作市の世帯の方だったら、1世帯で96万円が上限です。今度、この医療分で2万円、介護分で1万円上がるということは、医療分の限度額が63万円になります。それから、後期高齢は変わらず19万円。介護分が1万円上がって17万円になりますので、所得の相当高い方の1世帯の最大で払う1年間加入された場合の国民健康保険税が99万円になるということで、全体で言えば3万円、所得の高い方の負担が上がることに、上限が上がることになります。

議長（岡本 泰介君）

それは答えなんか。違うような気がする。

税務課長（玉櫛 哲也君）

影響を受ける方がお二人、2世帯。上がることによって。

議長（岡本 泰介君）

岩崎議員の質問と、かみ合っていますかね。

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）

ちょっと僕がよう見きっていないんですけど、国民健康保険の中の上限額の設定が決まっておりますわね。そのことを今回改正されていないんで、改正されているとしたら何条かを教えてもらいたいんですけど。その中で、国保税と介護と関係の部分を負担して、その部分以外に応益割で行きます。上限額そのものをつつかれていないみたいに思うんで、違うのかなという気がしたんですけど。ちょっとそのあたりが理解できていないんですけど。

議長（岡本 泰介君）

分かるとるか、質問の内容。そうせんと、時間ばあ、たつて……。

玉櫛税務課長。

税務課長（玉櫛 哲也君）

上限額が2万円と1万円、引上げになったということです。

議長（岡本 泰介君）

それはどこに書いてあるか。

税務課長（玉櫛 哲也君）

医療分、介護分、後期分と積み上げて計算しますので。

〔3番岩崎清治君「もういいですわ。回数が無くなったので」と呼ぶ〕

議長（岡本 泰介君）

ええ。ちょっと答え方が。もう少しうまく答えて。

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

本件は、美作市議会申し合わせ事項及び会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。よって、承認第2号は委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに決定いたしました。

これより討論を行います。

反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

いずれもないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

承認第2号「専決処分の承認を求めることについて（美作市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」について、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

続きまして、承認第3号「専決処分の承認を求めることについて（美作市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例）」について、副市長より提案説明を求めます。

荒木副市長。

副市長（荒木 利明君）〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました承認第3号「専決処分の承認を求めることについて（美作市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例）」を御説明申し上げます。

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律において、法律名の改称及び条項ずれに伴う規定の整備等の一部改正を受けて、当該法律の規定を引用する固定資産評価審査委員会条例においても所要の改正を行う必要が生じたため、美作市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を制定することとし、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行い、同年3月31日に同条例を公布しました。

以上、地方自治法第179条第3項の規定により報告しますので、御審議の上、御承認を賜りますようお願い申し上げます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

提案説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

本件は、美作市議会申し合わせ事項及び会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。よって、承認第3号は委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに決定いたしました。

これより討論を行います。

反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

いずれもないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

承認第3号「専決処分の承認を求めることについて（美作市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例）」について、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（岡本 泰介君）

賛成多数。よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第5、議案第55号から議案第56号について、副市長より提案説明を求めます。

荒木副市長。

副市長（荒木 利明君）〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました議案第55号及び議案第56号について御説明申し上げます。

まず、議案第55号「特別職等の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について」を御説明申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、経済的影響を受けられた事業者や生活に困窮している方々などの窮状を勘案し、特別職自らも、少しでも市民と痛みを共有したいと考え、市長及び副市長の給与の月額を令和2年5月1日から令和2年8月31日までの4カ月の間、5%を減額しようとするものです。

次に、議案第56号「令和2年度美作市一般会計補正予算（第1号）」を御説明申し上げます。

令和2年度美作市一般会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ3億141万8,000円を追加し、予算総額を221億5,741万8,000円にしようとするものです。

今回の補正予算の主なものとしたしましては、新型コロナウイルス対策に係るもので、増額に係るものは、民生費では住居確保給付金360万円、衛生費では感染症予防対策のための体温計などの購入費124万円、また集団健診を個別健診に変更することに伴う費用を190万8,000円、商工費では、大きな経済的影響を受けられた事業者への無利子貸付金である美作市新型コロナウイルスに負けるな貸付金1億8,000万円、厚生労働省が実施する雇用調整助成金への上乗せである美作市新型コロナウイルスに負けるな給付金1億3,994万4,000円を計上

しております。減額に係るものにつきましては、新型コロナウイルスの影響で中止、延期となったオリンピック関連行事や事前キャンプ、消防操法大会、その他のイベント、会議等の経費と議長、市長、教育長の交際費12分の2程度を減額計上しております。

今回の補正予算の財源は、財政調整基金繰入金3億1,366万8,000円、生活困窮者自立相談支援事業費等国庫負担金270万円、第三の居場所事業助成金200万円などとなっております。

以上、議案につきまして御説明申し上げました。御審議のほどよろしくお願ひいたしまして提案説明とさせていただきます。

なお、主な事業内容につきましては担当部局より説明させますので、よろしくお願い申し上げます。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

江見福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）〔登壇〕

補正予算の保健福祉部所管の補足説明をさせていただきます。

まず、予算書10ページの款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節19扶助費360万円の住居確保給付金ですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、収入の減少により住居を失うおそれがある困窮者への家賃の補助を行うもので、今回、給付金の対象範囲が拡大されたことに伴う補正でございます。生活困窮者自立支援法に基づく制度で、従来の給付対象者は離職や廃業から2年以内の方に限られておりましたが、このたび感染症拡大に伴う休業等に伴う収入減少により、離職や廃業に至っていないが、こうした状況と同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている方も対象となりました。給付申請者は10名を見込んでおり、財源は国庫負担金で、負担率4分の3となります。

次に、款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節14工事請負費200万円でございますが、今年度から英田公民館2階で運営を行っております第三の居場所づくり事業のトイレの改修工事に係るものでございます。第三の居場所づくり事業につきましては、令和元年9月議会で補正予算の御議決をいただき、建物の改修工事を行いました。新型コロナウイルス感染症の影響により、メーカーの便器製造先の中国から製品の輸入ができず、工事中にトイレ工事の完了が困難となりました。重ねて、B&G財団の事業助成金の交付の関係から工事を繰越しとすることができなかつたらことから、設計の変更を行い、トイレ工事につきましては令和2年度補正予算により行う予定としておりました。本来、6月議会での補正予算を予定しておりましたが、現在、トイレ、大便器が5基ということになるんですが、の使用につきましては、1階で使用することしかできず、事業の運営に支障を来しております。早期に設置工事を行いたいため、予算計上を行っております。財源はB&G財団の事業助成金を充当し、補助率は10分の10ということでございます。

次に、11ページ、款3衛生費、項1保健衛生費、目2予防費、節10需用費166万2,000円及び11役務費148万6,000円ですが、まず需用費のうち、消耗品124万円につきましては、主として小中学校や体育施設、市役所窓口等に配置を予定しております非接触型の体温計、備蓄用の手指消毒液やマスク等の購入費を計上しております。また、需用費のうち、印刷製本費と役務費、通信運搬費につきましては、毎年度実施しております総合健診につきまして、例年どおりの集団健診に伴う新型コロナウイルス感染のリスクなどにつきまして、美作市医師会に相談を行ったところ、感染リスクは避けられないとの意見を頂きましたため、本年度の総合健診は集団健診から医療機関での個別健診に変更を行いたいため、補正予算を行うものです。印刷製本費は医療機関から本人と美作市へ通知をしていただきます結果報告書の印刷費用で、通信運搬費につきましては、集団健診を中止し、個別健診を実施するお知らせや特定健診、がん検診の受診券、特定医療機関からの結果通知書の郵送料

を計上しております。

以上、よろしく御審議いただきたいと思います。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）〔登壇〕

経済部所管分につきまして、補足説明をさせていただきます。

補正予算の歳出、11ページ、款7商工費、項1商工費、目2商工業振興費についてでございますが、まず節18負担金補助及び交付金の美作市新型コロナウイルスに負けるな給付金1億3,994万4,000円でございますが、国の制度として、売上げ減少に対する対応や、従業員の雇用維持のため、事業所を休業とした場合に事業主が従業員に支払う休業手当の一部を助成する雇用調整助成金、これはハローワークが窓口となっているものがありますが、という制度がございます。新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、4月1日から6月30日までを緊急対応期間としまして、中小企業の場合、通常の助成率が3分の2でございますが、この緊急対応期間につきましては助成率が5分の4ということで、解雇を行わない場合は10分の9という助成率で実施する特例措置が設けられております。美作市新型コロナウイルスに負けるな給付金は、この雇用調整助成金の10分の2の額を上乗せして交付するもので、雇用の安定と事業活動の継続を図ることを目的としております。予算額につきましては、国の助成金の従業員1人1日当たりの限度額8,330円の20%、これが1,666円になりますが、これを基本の単価として、100日休業される方が660人分としまして1億995万6,000円、これに緊急対応期間中を対象とした雇用保険の被保険者でない労働者の休業助成金分、これも1人1日当たりの限度額は同じでございますが、100日休業される方が180人分といたしまして2,998万8,000円、合わせて1億3,994万4,000円を計上いたしております。

次に、節20の貸付金の美作市新型コロナウイルスに負けるな貸付金1億8,000万円についてですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、原則として最近1カ月の売上高等が前年同期に比べまして20%以上減少している事業者を対象に無利子融資を行うもので、事業活動の継続を図っていただくことを目的としております。貸付限度額は、無担保枠として、法人事業者の場合200万円、個人事業者の場合20万円、有担保枠として、土地家屋の固定資産税評価額の2分の1を限度として、法人の場合800万円、個人の場合80万円としておりまして、合わせますと、法人の場合1,000万円、個人の場合100万円が限度となります。償還期間は、据置期間1年以内の後としまして、無担保の場合、法人5年以内、個人1年以内、有担保枠が加わった場合は、法人10年以内、個人5年以内としております。予算額につきましては、法人事業者分として、限度額1,000万円の15件分1億5,000万円と、個人事業者分として、限度額100万円の30件分3,000万円、合わせて1億8,000万円を計上しております。〔降壇〕

議長（岡本 泰介君）

提案説明が終わりました。

初めに、議案第55号「特別職等の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について」、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

4番岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

まず1点目ですが、改正後のところにあります100分の5のカットと期間について、令和2年の5月1日から8月31日までの特例期間とあるんですが、これはこういった根拠になるのかということが1点。

改正前の第1条と第2条、抹消というか線が引いてあるんですが、これは要はほったらかしであったということなんでしょうか。

以上、取りあえずは2点。

議長（岡本 泰介君）

岡本総務部長。

総務部長（岡本 和之君）

まず、御質問の根拠ということですが、この減額の条例の根拠というのは、はっきりといったものはございません。基準もございません。しかしながら、他の自治体を見ましても、同じように減額をされて、率も違いますし、期間も違います。これは、あくまでも市長、副市長の気持ちということで、御理解をお願いしたいと思います。

それから、改正前のところだと思いますけども、これは以前に平成24年にされたものでございまして、1年間減額をしたことがございます。その条例をここで一部変更して、今回のコロナ対策のものに合わせたということでございますので、御理解をお願いいたします。

議長（岡本 泰介君）

4番岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

2点質問いたしますが、要は改正前については、期間が終わったから、もう時限立法なんで、ほったらかしにしとったと、こういうことですか。放置しとったということですか。怠慢であったと。そういうことじゃな。

〔「違うよ」と呼ぶ者あり〕

2つ目の質問の第1点は、報酬審議会の意見を聞かれたか。もし聞いたのであれば、どのような意見があったかということが2回目の質問です。

議長（岡本 泰介君）

岡本総務部長。

総務部長（岡本 和之君）

このたびの減額につきましては、報酬審議会の御意見の方はお伺いしておりません。

議長（岡本 泰介君）

4番岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

聞いておりませんというのは、結果はそうなんですが、聞かなくてもいいんですが、本来は聞くべきであったんじゃないですかということが3点目の質問の第1。

3回目の質問の第1点は、もしですよ、これを先行して、総務部長、聞いてんのか。

〔総務部長岡本和之君「はい」と呼ぶ〕

これを先行して決めた場合に、もし後の市町村が例えば1カ月分を全部もうカットするんだと、こういう市町村が出てきた場合に、それはまたそのときはどうされるのというのが2つ目。

そして3つ目は、今、県南の岡山市、倉敷市は、市長、それから各議員の方々も、コロナが実際に発生して、非常に御苦労があると。もうテレビなんかでよく見るんですが、この市町村から見たときに、先行して決めるというのはいささか早すぎるという感じがするんですが、この辺を事務局当局としてどういう議論をなされたのか。

議長（岡本 泰介君）

岡本総務部長。

総務部長（岡本 和之君）

まず、報酬審議会というのの必要性ということでございますが、このたびは増額ではございません。自ら減額ということでございますので、報酬審議会の方には掛けておりません。

それから、他の自治体と同じようにした場合、多く減額というんですか、した場合にはどうするかということでございますけども、今のところはこのままで行かせていただいて、そのときになってみて、改めて検討するというところで考えたいと思います。

それから、これを行う時期が早いのではないかという御質問ですけども、これはあくまでも各自治体がそれぞれで考えることであると思いますので、別にここで議案を出してもおかしいことはないというふうに私は考えております。

議長（岡本 泰介君）

他にございませんか。

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

この55号の質問なんじゃけども、報酬カットして、8月の31日か、それまでカットしようということなんじゃけども、今日言おうと思ったら、皆さんが賛同してくれなんで、ちょっと言わせてもらうんじゃけども、ネットで掲載して拡散されとる問題、今朝も市民の人から電話がありまして、南の方へ出られた者は、2週間は家から出てもらったら困るんじゃというような、そういう放送が流れよと。それと同じような形の中で、美作市の臨時放送で、萩原市長による新型コロナウイルスについて差別と取られる発言がありましたと。その発言とは、東京などに行かれた方は、自宅で2週間自宅待機をしなければ、市民仲間として温かく迎える発言ですと。仮に新型コロナウイルスに感染していれば、もともと市民であっても、市民でも仲間でないというような、このような、皆さん、このコロナウイルスでは職業を奪われたり、いろいろと心を痛めよる。そういうようなときに、あんた方、ほんまにその気持ちがあつてこれを、自分らの報酬を減額してまでやろうとする気持ちがあるのか。こういうネットで流れとるようなことが独り歩きしてしまいよんじゃが、これは1件だけじゃない。もうずっと出とんじゃ、これ。萩原市長はのうてんきじゃというようなことを、とんでもないようなことを言うようなことも書いております。だけど、ネットじゃから、顔が見えんところじゃから何でも書くんじゃろうけども。

このネット被害、これ、やっぱしあんたの気持ちがあるんだつたら、この辺のところを明らかにして、わしはそういう気持ちじゃないんじやと。一人一人の人権を大切にしようと思うとと。それで、我々の、副市長と2人の給料を何%か返上してでも、5%返上してでも、このコロナウイルスに対しての気持ちがあるんだつたら、その辺のところをやっぱし聞かせていただきたい。

それと、副市長、この間も、ここの中に書いとつたよ、副市長は65万円じやと。これ、65万円のちょっと計算してみたら、65万円で今言いよる5%で4カ月というたら13万じやな。津山の市長は、10万おる人口のところじや、10万おる人口のところ60万ほどじやというて聞いとんじや。市長の報酬が。それよりかは、今言いよる荒木副市長は、それだつたら5万円ほど高い。それで、人口じやといつたら、うちの方が4分の1ほどじや、ざつと。そういうな中で、13万は多いか少ないかは、それは今誰しも生活が掛かるとこっちゃから、それについてはどうこうじゃないんじやけども、近隣の市町村と比較したときに、これはいかがなもんかなと思うんじやけども、それについての御答弁があつたら聞かせてください。

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

すみません。

市長（萩原 誠司君）

見えんのか。

議長（岡本 泰介君）

はい。ちょっとこれがあつて見えないんです。すみません。

市長（萩原 誠司君）

人権の問題については、岩江さんがおっしゃったとおりでございます。ありがとうございます。

それから、副市長の件につきましては、答弁調整のために休憩をお願いします。

議長（岡本 泰介君）

はい。それじゃ、暫時休憩いたします。

午後 1 時 58 分 休憩

午後 2 時 10 分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁から入ります。

岡本総務部長。

総務部長（岡本 和之君）

失礼いたします。岩江議員さんの御質問で、副市長の給料ということでございました。ただいまお時間を頂きまして、津山市の条例の方を確認させていただきまして、副市長につきましては 1 カ月 78 万円、それから市長の方が 98 万円と、いずれも美作市よりも高い金額となっております。

議長（岡本 泰介君）

岩江議員。

15 番（岩江 正行君）

手取りの話をしよんで。それは、条例ではそうなつとるけども、もらいよんのは今の財政的な関係もあるからということで取つとらんというて、あんた、条例の話ばあ、すんな、おまえ。誰がそないなことを聞いたんじゃ。わしは、これこれしかもらいよらんという話やけどといて言うたんじゃで。それじゃから、近隣のやつをよう聞いてみんさいや言よん。うちのも、それじゃから、これをこんだけ引いたら、今度はまた少のうなるわけじゃから。そうじゃろう。4 カ月の間は一月に今言いよる 5%、65 万円もらいよつたとして、5%で 4 カ月。ほして、13 万。これがこんだけ少のうなるわけじゃから。これは、こういうな事態ですから、うちはコロナの関係で、これこれを市長も副市長も頑張りましようというお話じゃろう。そうじゃろうがな。

津山は財政が厳しいけん、ちょっと今、人に聞いたんじゃけども、30%ほど減額していただきよるというて言いよるわけじゃから。うちは 5%じゃけど、向こうは 30%という話をよう調べえ、おまえ、それで。誰がそんなこと聞かせえというて言いよん。きれいな話ばあ、するな、テレビの前で。痛みの分かる行政を津山の市長がされよんじゃろうがな。そのことを言いよんじゃがな。それがあんたらの答弁か、それで。向こうは 30%切つて、それで 60 万ほどもらえと、うちの副市長と同じぐらいじゃな。向こうは 10 万からの人口じゃし、うちは 2 万 7,000、8,000 で、えらいちょっと違うなということを書いよるだけの話やがな。それを調べや。休憩取つたんだつたら、それを調べてくれ、もう一遍。

議長（岡本 泰介君）

岡本総務部長。

総務部長（岡本 和之君）

津山市の状況というのは分かりませんが……

〔15番岩江正行君「分からん者は物を言うな」と呼ぶ〕

このたびはコロナウイルスの関係で市長、副市長が減額をされるということでございますので、事情が異なると思います。

議長（岡本 泰介君）

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

あんた、弁解しよんか。コロナじゃけん、こんだけでええとかというような話をされよんか。コロナが世界的な問題に、そこら中、拡散されて、大変な事態になつとんじゃ。津山の財政の悪いというのも聞いとる。それがあんたの答弁じゃな。回答なんじゃな。答弁なんじゃな。それでええんじゃな。そういうこっちゃ、議長。

議長（岡本 泰介君）

はい。

15番（岩江 正行君）

答弁ないんじやろうで。

議長（岡本 泰介君）

はい。

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

本件は、美作市議会申し合わせ事項及び会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（岡本 泰介君）

賛成多数。よって、議案第55号は委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに決定いたしました。

これより討論を行います。

反対討論ございませんか。

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

一言で言いまして、形は要らないと思います。する必要はありませんと私は思います。それは、質問の中でも申し上げましたが、県南の大森市長、伊東市長さん等は、本当に日夜を分かたずやっておられる。本当は歳費も削減もしたいという気持ちは、もう十分おありなはずなんです。それがなぜできんかということの中で、県北の一市が先行的にやる必要はありません。もししたいのであれば、額をもっと増やしてもいいし、今の額であったとしても、例えば地元のテイクアウトの商品を買うとか、そういった形で還元をしてこそ、そしてまたこれから議案第56号の予算がありますが、これからいろいろと質問していきますが、市民の方々、コロナで

困っておられる方が納得なという、そういう予算の形ができておって初めて、私は、市長、副市長のあれが全うできるというに思います。したがって、形は要りません。私は、そういった理由で、この条例は反対です。

議長（岡本 泰介君）

賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

それでは、反対討論はございませんか。

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

東北の方の知事か市長かどっちかの人が、228万ぐらいなね、これを返上するというて言わりようる。じゃから、やるんだったら、ずうっと行って、そのくらいやろうし、今言いよる取りあえず市民に大変じゃとお見舞い程度でするんか、お見舞い程度だったら、もうやめたらええと思うし。私は、今回については反対です。

議長（岡本 泰介君）

次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

それでは、反対討論はございますか。

中山議員。

5番（中山 忠明君）

先ほどから、形だけでええというところがやっぱり見え隠れしております。金額のもう多寡に、それをそれで判断するというよりも、もっと気持ちのいいような最初から話をさせていただければ賛成もできるんですが、5%、4カ月だけであるというんじゃなしに、これが一応基本になって、議会の間でも5%というな話が出たんですが、もっとしっかり話をしていくことが大事だと思います。そういう意味で、私はこの5%については反対いたします。

議長（岡本 泰介君）

賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

反対討論ございませんか。

倉地議員。

6番（倉地 重夫君）

市民の中に、また私も相談を受けたんですけど、内職をしたり、あるいはパートで仕事をしていて、僅かな家計を支えるようなことをされている方が本当に困っておられます。こういう方に届くような形の政策というか、それをやっていただきたいという思いで、こんな形だけのものについては、私も反対です。

議長（岡本 泰介君）

賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

それでは、ないようでございますので、討論を終結し、採決に入りたいと思います。

それでは、議案第55号「特別職等の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について」、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（岡本 泰介君）

賛成多数。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第56号「令和2年度美作市一般会計補正予算（第1号）」について、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

ちょっと質問しよったら長うかかるんじゃないけどな、一番初めに聞きたいのは、新型コロナウイルス被害、美作として、被害状況、全体ではどこまで調査されたか、実態を明らかにしていただきたいという話。

それから、それが全部把握してなくて、この今言いよる11ページのコロナウイルス1億3,994万4,000円、それから1億8,000万円、これらの関係が何人ぐらい、何社ぐらいを調査されたか。何を基準にしてこの数字が出たのかということ。

それで、今回間に合わなかった人が、2次については、たくさん出た場合について、これはどうするんなどという問題。

それから、今、美作市の財政としては、もうどっどっど出てきだしたら、これはたまらんと言うて途中で投げたら困るわけじゃが、どのくらいぐらいは今言いよる対応ができるんか。この金額。

今言いよる今回のこのコロナウイルスは、リーマンショックがあってから10年と11カ月ぶりやというて言いよるんですが、昨日も夕方から5社ほど回りました。市の方は全然来やせん。5社回った中で、商工会が1社だけ、ちょろっと来たと言いました。それで、うちらは大変なんじゃというようなことを言うとります。一番、花屋としたら、今葬式やこうでも、規模を物すご少のうするようになったと。そうしたら、花の中でも切り花が大変じゃとって言いよります。それから、人が出んようになった。九州じゃ、あっちやこっちや送りよるやつが、向こうが買取りじゃねえわけですから、やっぱし売れなんだそこでひなえてしまうわな。これ、大変な被害じゃと。今でも政策金融公庫の方に話をして、政策金融公庫の今言いよる融資の条件に合う20%以上、これは今言いよる20%以上は被害が出ておりますというて、これはお花屋の人が言いよりました。これから先は、この連休を過ぎたら恐らく40%は行くじゃろうというて。

それからまた、車関係のされとる人、ここらは大変じゃとって言いよります。全然、東京の本社の方のも、営業ができんような状況なんじゃと、このコロナウイルスの関係で。それで、こっちの、地方へ出ておる会社は大変な被害を被っていかないけんと思とんですとって言いよりました。そうやけん、皆さんの痛みをどこら辺まで美作市の人が調べとんじゃろうかなという一つのこの予算を見る限りでは矛盾を私は感じよんじゃないけども。

それで、農業の関係、今日、誰やら畜産、新聞、あそこの広告を見て、どうりやあ肉下がとらへんがなとって言いよるけどな、肉はどえりやあ下がとんじゃって、ええ肉は。和牛は。下がとらんのは外国のお肉。ここらでブランド牛というて富裕層向けの牛をつくっておるようなところは、大変な被害じゃとって言いよる。

それから、乳牛。これは皆さんもよう知つとると思うけども、乳牛の関係で、子どもが学校へ行かん。給食で牛乳を飲みようらんということは、テレビで毎日しておりますがな。そこらの関係で、被害がもう大変じゃというては聞いております。

それで、業種別に分けて、商業の関係、これも湯郷温泉の旅館の人にもちよつと聞きました。キャンセルだけで、この話がうわつとあがりだしてから、1,600万ぐらいなキャンセルが来た、金にしたら1,600万ぐらいと言いました。それで、運送業、これもまた大変じゃと言って、やっぱし物が動かんから、運送もできんわな。それから、飲食の関係、お客が来やへん、来やへんと言ひよるわけじゃね、湯郷の関係でも。それから、カラオケ屋が割合、今は最近、ようはやりよつたんよ。カラオケも非常に自粛せえ、自粛せえということと言われよんで、ここも閑古鳥が鳴きよるといひよりました。それで、小売業の関係、こちらについて、どういうふうな関係でやられとんか。

それから、ここの中に、1つ予算の中へ入れてもらいたかつたなと思うとんのは、医療の関係。昨日、ある津山の病院へ奥さんが勤められとんじゃ、そこの御主人から電話がありました。うちの家内やこうでも、来たらもう体張つてやりよんじゃと、現場で。医療現場で。いつも危険と隣り合わせじゃと。それから、さつき言いましたけども、それこそでないが、出たら家へ帰れんじゃろうと。家族との接触も全然分断されてしもうて、大変じゃないかということも言ひよりました。

それで、このような非常事態の中で、このようなマスクの不足、この前、北山の方でどうのこうのと言うたときにでも、前の5人ほどはマスクをしりました。子どもが下校しよつた。あとの10人ほどはマスクをしとらん。それから、マスクでも、昨日かおととい新聞出とつた、ベトナムの方は何万ほど美作市にマスクを持ってきてくれたんじゃというようなやつは出ておりましたけども、やっぱし子どもらの健康、安全・安心を考えるときにはどうするんなどという話。それから、アルコールが足りない。これは、病院やこう行ったらアルコールはあるわけですから、これらについて、どこかええ方法で仕入れれるもんだつたら、コロナ被害をなくするためにも、やっぱし市民の健康を一番に考えたら、これらの準備もこの予算の中へ出ておつてもいいんじゃないかなというふうな関係。

それから、ハローワークにも行きました。解雇されとる人がおりますかと言つたら、今のところは解雇されとる人はうちの方には言うてきておりませんと言つて、今から5日ほど前に行つたんやな。けれども、非常に厳しい状況じゃと。何人ぐらいおられるんなどいって言つたら、そのことについては急がしされよつたんで聞く時間はなかつたんじゃけども、企業にしたら休んでくださいというところが何社ぐらいあるのか。それは商工会が調べるんか、ここが調べるんか。どこまで調べとんか。湯郷の方でも、連休明け一月ほどはもうずっと旅館も休んでもろうとんじゃといて言ひよりました。そこのところでも2人おつて、支配人と副支配人が交代で出よんじゃと。どうしても断れんお客のやつを飯だけしよんじゃというようなことも聞いております。

それから、やっぱし一番困るのは、日雇労働者じゃな。非正規雇用の分。この人らは、休んでくれと言ひよつたら、保障が全然ない。これらの対策は、この予算の中にどこへ載つとんじゃろうかということが聞きたい。

それから、これが長引いた場合については、どのくらいぐらいの試算をされとんか。日数の関係じゃな。日数はどのくらいぐらいの試算でこの数字を出したんかということ。

それから、PCRの検査の関係で、今言ひよる、ここじゃできんけん、皆、岡山へ出よんじゃろうですけども、これらも議会として、美作市として早いこと、65人したら、この間言ひよんのは、3%ぐらいおると言うんじゃな。どがいもないという人が。隠れコロナというやつやな、これが。これが弱い人のところへ行つて、病院へ行つても、今は全部、面会謝絶じゃ。それで、看護師さんやこうでも、何か知らん、何とかマスクとい

うやつをばっとして、それで病院に行ったら一番に熱を測ってくださいというようなことを言いよるわけ。

それから、クラスターが発生したら、今言いよる病院どころか、今言いよるお年寄りをたくさん預けとる介護施設、これらについてもどのような対策ができよんか。どのような状況の中で、これを取り組もうとしとんか。

今、当面抱えとる問題が大変な問題ばあじゃけど、その生活実態ぐらいははっきりしてもらわな、困るな。就労実態ぐらいは。そうやけん、やっぱしこれを行っとらんのに、来とらんのもんじゃ、来とらんのもんじゃと言わうわけじゃな。それから、東栗倉の方へ行ったら、1社はもう全部休んでおりました。そしたら、1社はもうどうぞどうぞまだ持ちこたえておるんじゃと言いました。それから、車椅子の会社も、うちもどうぞどうぞ頑張つとんじゃと言いましたけども。大原の中だけでもはや5社ぐらいは大変じゃというところはあるわけですから、それを市内のどこのこの、この美作だけを調べてやられたんか、それとも作東の工業団地についたらどういふうな状況なんか。それを一応聞かせてもらわななら、この予算は今日、簡単に、あとは、それならどさっと出たら、それは大変じゃ。それは、あとはちょっと見れんどというようなことになったら困るので、その辺の議論を先に私はしたいと思ひよんじゃが、きちっとした御答弁をお願いしたいと思ひます。

議長（岡本 泰介君）

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）

市内での経済関係の被害状況ということでございますが、市長の冒頭の挨拶でも申し上げましたが、市役所へ設けております相談窓口への相談件数というのは30件ということで、そのほか、市内の各事業者の方につきましては、商工会の方が被害影響調査に取り組みられておまして、業種別では、今まだ中間報告ということで、飲食業、小売業への影響が大きく、製造業、卸売業、それからサービス業などへの影響があるということで回答が多く寄せられておるということで、お聞きをしております。

また、湯郷温泉につきましても、4月中の休館を決められたところが5館もう既にあつたり、2館の方は休館日を設けたり、それから最低限の人数で既に営業されておるというようなところもございます。

それから、製造業につきましては、特に自動車関係の影響が心配をしているところでございます。

それから、何社ぐらにあるかというようなことですが、ハローワークにお聞きしました現在の雇用調整助成金の申請は、市内分が8件と、申請済みが8件ですけど、相談の方はたくさん寄せられておるということでお聞きをしております。

それから、日本政策金融公庫の方で新型コロナウイルス感染症特別貸付というものがございまして、こちらの方の4月21日までの津山支店全体での貸付件数は230件ということでお聞きしております。これは支店管内ということですので、お間違いないようにお願いします。

それから、商工会を通すマル経融資、小規模な事業者向けの融資が日本政策金融公庫の方でございまして、こちらは美作市分が10件ということでお聞きをしております。ですが、実際、予算は組んでおりますが、予算は先ほど申し上げたとおり、給付金で申しますと、雇用保険加入者分が6万6,000人日分、それから加入者外の方が1万6,000人日分、計上しておりますが、貸付金、どちらも申請件数が幾らになるかというのはなかなか予想がつかないところでして、どんどんその被害状況というか影響が大きくなっているといったおそれもございまして。この給付金、貸付金の予算につきましては、予算流用など、柔軟な予算執行と、それから申請が多い場合には増額補正をお願いしたいと考えております。期間につきましては、特別その設定をしておるものではございません。ただ、雇用調整助成金の特例期間といいますのは、今、国の方が言つとんのは4月1日から

6月30日ということです。

以上です。

[15番岩江正行君「まだ言わにゃいけまいがな」と呼ぶ]

議長（岡本 泰介君）

江見保健福祉部長。

[15番岩江正行君「議長、議長」と呼ぶ]

はい。

[15番岩江正行君「言ったことに答えさせや」と呼ぶ]

ですから、順番に行っておりますから、ちょっとお待ちください。

[15番岩江正行君「順番じゃないがな。先に言うとするがな。経済部はまだ言わないけまあがな。そんな簡単に済む問題じゃなかろう。どのくらいぐらいな金が財源として、どのくらいぐらいは大丈夫なのか。財政の中で。あんたが言やあせんがな」と呼ぶ]

いや、それは経済部から、ちょっと総額の話になってくると、ほかのところかなと思ったりして言わなんだんですけど、それは分かっております。

先に行きますか。財政的にはどこまでもつかということと言われたんですけど、その辺の回答はどこがしたら。経済部がするんですか、それとも総務部長がされるんですか。ちょっとそこが分からなかったもので、さっき言わなんだんですけど。

岡本総務部長。

総務部長（岡本 和之君）

今後いつまでこれが続くか分かりませんが、東京都並み程度のことを考えております。

[15番岩江正行君「何を言よんな。数字で言えと言いよんじゃがな。数字で大体の数字を言いんさいや。この数字出しとんだったら、なあ。分からにゃいけんわけじゃろうがな、それで。何言よんな、ほいで。どこが財政やっとな」と呼ぶ]

議長（岡本 泰介君）

ちょっとお待ちください。東京。

[15番岩江正行君「調べて来い」と呼ぶ]

東京。どういう意味かよう分からん。期間的なもんですか。金額は東京は8,000億だよ。そがんむちゃなことを言うちゃいけん。意味がちょっとよう分からんかったけん。それは期間のことですか。東京の意味が分からん。

[「議長、あれだったら休憩しましょうや。出んじゃろう、答えが」と呼ぶ者あり]

時間どのくらいたちましたかね。

[「しっかりせえよ」と呼ぶ者あり]

それから、2次についてはどうするかというようなことが出たんですけど。

[15番岩江正行君「2次、3次と言っとろうがな」と呼ぶ]

はい。そういうこととか。

[15番岩江正行君「市内の業者が何人おって、事業所が何件で、農業に関係

しとるところが何件ぐらいあって、分かつらうがな、そのくらいのことは。情報が出とるのはこれこれで、政策金融公庫の出し渋りしとると言いよったぞ。銀行も。そこらの問題、どがいして解決するんと言よんじゃ」と呼ぶ]

では、暫時休憩します。

午後 2 時 42 分 休憩

午後 3 時 02 分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、答弁から入ってまいります。

江見保健福祉部長。

保健福祉部長（江見 勉君）

失礼します。それでは、私の方からは、感染予防に関する予算について、改めて再度説明をさせていただきたいと思います。

目 2 予防費の消耗品の方で、先ほども説明させていただきましたが、非接触型の体温計につきまして、学校方面に向けて40台の購入を予定しております。その他、市役所窓口でありますとか、外からのお客様が見えられる体育施設であるとか、そういったところにも配備をしたく、そういったところに10台分を追加で購入予定というふうに考えております。それから、マスクにつきましては、現在約3万2,000枚の在庫がありますが、加えてあと5万程度は常備しておきたいということで、今回追加で2万枚の購入の予算をしております。それから、手指消毒液につきましても、現在備蓄がやや少なくなっておりますので、今回100リッターの購入予定ということで、予算編成をさせていただいております。

それから、子どもの安全・安心ということですが、マスクに関しましては、春休み中に保護者の方に手作りマスクの作成をお願いしまして、そういったことで子どもさんへの対応ということで、市民の方にも手作りマスクの自給大作戦ということで啓発活動をさせていただいております。その運動の一環でもあるということで、小中学生に手作りマスクの作成を保護者の方に春休み中にしたところがございます。ただ、確かに私も子どもが登校している姿を見ると、マスクをしていない子が非常に多く見られますので、保健福祉部としまして、改めて学校の方にマスクの着用をお願いをしていきたいというふうに思います。

それから、PCR検査のことについて御発言があったと思いますが、検査そのものをするところは、岡山県の環境保健センターで南部に1カ所と、それから民間の委託期間ということで、これは公表されていませんのでどこかということには分からないんですが、そこは県南になるということが想定できるんですが、検体の採取はこちらの方でもできますので、接触者外来というものがあります。この接触者外来につきましても、どこがその病院に当たるかというのも、これも公表されておられませんのでお伝えすることはできませんが、近いところで採取はできて、それを保健所の職員が運んでいくという形になりますので、わざわざ県南の方まで行く必要はございません。

それから、介護施設とか病院の感染症対策ということですが、大原病院の方でも院内感染ということがあってはなりませんので、職員の日頃の生活については厳しい管理体制になっておりますし、外来にお見えになった方につきましても、玄関すぐ入ったところで熱を測っていただいて、万が一熱がある方につきましては、別の窓口に御案内するというようなことでさせていただいて、院内感染を防ぐ体制を取っております。それから、介護施設につきましても、これも国の方のマニュアルが示してありまして、それに基づいた対応をしております。

すし、デイサービス等の利用者の方は当然熱を測ってきていただいた上での利用ということになります。それから、万が一利用者さん方に多発地域からのお客さんがあるというようなことも想定できるんですが、そうしたときについては、施設のデイサービスの利用を慎重にやっていただく。ケースによっては、デイサービスに来るんじゃなくて、施設の方からその家に行くというような対応を取るとか、そういったことの対応を各施設が考えてやっていただいているというような状況でございます。

議長（岡本 泰介君）

ええかな。済んだかな。

〔15番岩江正行君「経済部長に聞いて。経済部長さん。遠藤さん。遠藤部長、おられんの。帰ったんか。議長、聞かないけまあが」と呼ぶ〕

何がですか。先ほどの被害状況については部長が答えられたんですけど。

〔15番岩江正行君「被害状況は、ほんなら愛の村やこうはどがいなんな、それで。指定管理を金払うて問題になつとるやつは。愛の村と武蔵の里、自分の所轄のところだけは全部言ってくれなんたら、わしが一遍一遍言うて、言わなけんような問題じゃなかるう。よその西栗倉やこう、閉めとると言いよんで、はや。施設を全部。（聴取不能）のところも閉めとると言いよるし、新見の何とかというところも閉めとると言いよるし、蒜山の方も閉めとると言いよる」と呼ぶ〕

議長（岡本 泰介君）

岩江議員、それは岩江議員の気持ちはよく分かりますけど、やっぱり……。

〔15番岩江正行君そがんことを言ようりやせんぞ〕と呼ぶ〕

議長（岡本 泰介君）

いや、発言……。

〔15番岩江正行君「あんたは議事進行したらええんじゃ。そないな、わしに、あんた」と呼ぶ〕

議長（岡本 泰介君）

いやいや……。

〔15番岩江正行君「（聴取不能）物言わんか」と呼ぶ〕

議長（岡本 泰介君）

いやいや、進行のために申しているんです。それは……。

〔15番岩江正行君「何が進行なら」と呼ぶ〕

議長（岡本 泰介君）

そのことを言っていたかかないと、それ、部長に総合して……。

〔15番岩江正行君「言っていたかかって、あんたはいつもそういうことを言うんじゃ。言っていたかかないと、もっと丁寧な言つてやってくれないかとか、そういうばっかし、あんたは言うトンじゃ。毎日給料もろうて、毎日それを仕事しようるところに、何を市民に対して、おまえ、報告するんな。とろいこと言うな」と呼ぶ〕

議長（岡本 泰介君）

聞かれていないことは、それはなかなか言いにくいですよ、それ。

[15番岩江正行君「いつも思うけど、聞かれとらんことはないがな。経済対策について言よんじゃから。分からんことは分からんことはなからうがな、それで。いつもあんたは、これ、保護者同伴みたいな話するのはおかしいんじゃないか、そこの議長の進め方が。何を言いよんな、ほいで。この進め方というのは、今までの議長の中で一番悪いぞ、そんなもん」と呼ぶ]

議長（岡本 泰介君）

岩江議員の発言されたことには答え……。

[15番岩江正行君「岩江議員って、岩江議員の話じゃないんじや。今、コロナの問題を議論しとんじや。コロナ被害についての話をしよんで、議長。勘違いするな」と呼ぶ]

議長（岡本 泰介君）

それはコロナのことでやっているんですけど、コロナの被害といったところで、それは物すごく広いわけですから、岩江議員が発言されたことには遠藤部長が答えられているというふうに今言われとるわけですから、次々後で拡大されても、それは部長も困られると思うんです。ですから、もう一度また発言をしてください、それだったら。

[15番岩江正行君「あのな、あんた、これきっちり、あんたはもう議長をされとんじやから、二代表制でこのコロナの問題は、それはしっかり議論させないけん。あんた議長は、保護者みたいな、保護者同伴のような、そこの議長をやっておったんじや、こっちはたまったもんじやないわ、市民。何を言よんな」と呼ぶ]

議長（岡本 泰介君）

岩江議員、質問を続行してください。

[15番岩江正行君「続行しとるといふ。答弁せんかい。答弁はどがいんな、それで。財政の関係はどがいんに、あんた、何を聞いとんじや、そこで。議長。今、福祉と、そこはまだ全部よう言とらんけど、福祉が今言うだけじやがな。財政の関係については言うところうがな。それ、言うとらんのんか、聞こえてなかったんか、ほいで」と呼ぶ]

議長（岡本 泰介君）

それは、言い方は岩江議員はどう捉えたか分かりませんが、総務部長が東京都庁のやっておられる、金額的なことを言っているんじゃないんですけど、そういった……。

[15番岩江正行君「金額のことを言っている」と呼ぶ]

議長（岡本 泰介君）

ちょっと待ってください。そういった思いのことを総務部長が答えられている。

[15番岩江正行君「ちゃんとやらないといけない。言ったことが分からんのか、総務部長。おるんかおらんのか、向こうは見えんのか。おるんだったら返事せえや。

言うたのは、今言いよる財源が、1次、2次、一番初めに聞きよったこれは全部よう把握しとらんわけじやな、経済の部長の話の話を聞いたら。2次、3次が出たときについてはどのくらい、今の美作市の財政規模の中でどのくらいぐらい

は、こういうな（聴取不能）でたらどのくらいぐらいいは対応できるんか。その財源としては何があるのか。どうでも財政調整基金も、このくらいぐらいいは使えるんじゃと。そのくらいの返事ができんのんか、それで。財調だけじゃいけんからこれをこうしようとかというような話はできんの。ここ（聴取不能）じゃから、いろいろと。財調だったら、今の財調がこんだけあって、そこの中で使えるのは、このコロナの中での使えるのはこのくらいはかないんじゃというよな、そのくらいの説明は、財政を預かる部長はそのくらいの説明はできないのか。議長、言わせんしゃいよ、あんたが。そのことを言うところ、わしが。何のために休憩したんな、ほいで。休憩してから何を言うたんな。あんた、おかしなことを言いよる。休憩しとって上がってから、そういうな答弁は一つも聞いとらんぞ。

これから、先、湯郷がもうほんまに今は大変じゃ。観光行政が今一番大変じゃ。（聴取不能）も大変じゃ。そこら辺も全部。ショッピングやこうでも食べ物だけで、上の着るところやこうというのは、みんな閉めていきよるよな状況じゃろう」と呼ぶ]

〔「議長、もう代わってもらええや。代わってもらえ」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

何を代わるんですか。

〔「進行ができんの、代わってもらえ。」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

進行できんといっても、質問続行してもらえのんじゃから、答えはしたと言うし、質問しないということになったら、どうしたらいいんですか。

〔「したらええけど、それは考え。そこは、そのためにおるんだから、そこへ。」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

もう打切るより他に方法がない。そんな乱暴なこともしたくないから、岩江議員に質問を続行してくださいと言っているわけで。

〔15番岩江正行君「今日は、即決案件でやるけん、時間は無制限かと思いつたんじゃ。そしたら、そこで電気をびこびこつけたした。えらいことを言いよる、岡野議員が1遍じゃ2遍じゃというて、1回目、2回目言いよるけど、何を言いよんじゃろうかと、そのところこまい電気がついとるんがな。そんなもの、議会というのは、ここで議論せなんだらいいまいにな。それを今あんた、十分な議論じゃと思うとんのか、これ。おかしかりょう。何ぼにもそなんこっちゃこれ、許されん問題じゃ、こんなもん。

例えて言うたがな、今言いよるのが、そういう医療現場へ行つとる人が、危険と隣り合わせでうちの女房やこうは仕事行きよんじゃというて、いつ出てくるや分からん。それで、そのことも言うたがな。それらの予算については、まだ具体的にはまだ出とらんでええけども、出てきたと言うたら大変じゃろうが。そういうなときの予算についてはどうされとんなら、まだ財政的には大丈夫な

んかというのを聞きよんじゃけ、その説明ができませんよなこっちゃいけまい、議長。あんたがそこへおったら、防護壁になってしまうんじゃ。」と呼ぶ]

議長（岡本 泰介君）

財政の答えはどうですか。ほかにできませんか。

[15番岩江正行君「できませんかって、言わさによいけまあがな。できませんかというような話じゃなかろうがな、おまえ。今回は財調をこんだけ崩したんじゃと。そやけど、財調、財調というても、財調についても使えるところはこんだけしかないんじゃと。それやと、後からどんと来たときにはどがいするんらしい話をしよるわけ。1次、2次、3次と来て、どこまで対応できるんか、そのことを話ししようと思ったら、それを聞かんだらできんでしょ、この話が。あんたはできるんか、それで。それは貸付けじゃ何じゃというところまでまだ議論しとらん。次にあんた、言おうと思ひよったんや。貸付けでいいんか、補助金で出す方がいいんか。今言ひよる雇用調整助成金の差額については、それでも子育てやこうするの大変じゃろうから、美作市としてはどのくらいぐらいなら助成金を受け取っても、どのくらいぐらいの補助金を8,000何ぼぐらいか。これはまだ少ない（聴取不能）けども、分けたら8,330円に。支援に活用の交付金の関係の中で、これらについてもじゃな。

何しに休憩したんじゃと言うの。変死したんが、東京じゃ6人じゃ。神奈川じゃ1人じゃ。兵庫じゃ2人じゃ。埼玉は1人。第一線でこの人らを一番そこへ、その現場へ行くのは誰なら。消防署で。消防署も大変なんで、今度は。今日は元気だと思ったら、こてつと死んどるわけじゃから。コロナや何やら分からんわけやから。行き倒れじゃ。調べたらコロナの菌が感染したと言ひよるわけじゃから。あんたがそこへおっても、消防長、若い人が行かにやあいけんので。大変なんじゃから。命懸けなんやから。そのことが何でみんな分からんのじゃろうかな。わしはよう分かるけどな。」と呼ぶ]

[「議長、これじゃ前へ行かんので、何とかしましょうや」と呼ぶ者あり]

議長（岡本 泰介君）

いや、もう執行部の方も答弁ないと言われるし、質問は続行されんし、もうどうすることもできない。

[15番岩江正行君「何を言よんな、訳の分からんことを。わしに聞こえるように言うてくれ。」と呼ぶ]

[「これじゃ議会になるまいがな。代われえや」と呼ぶ者あり]

議長（岡本 泰介君）

いや、もう執行部も答えられんですし。

[「答えられんというて……」と呼ぶ者あり]

[15番岩江正行君「答えられんで済ますんか。答えられん、それは分かりませんというて言ったらええんじゃろうが。」と呼ぶ]

[「議長、議長、答えられんということになれば、休憩しましょうや。今、岩江議員の言う財調だったら何割程度まで使うたらええんかという概ねの話ですからね。それも答えられんということになりやあ休憩して」と呼ぶ者あり]

議長（岡本 泰介君）

はい。ちょっと待ってください。

どんなですか、答えられますか、総務部長。アバウトな話でもできますか。

〔「休憩しましょうよ」と呼ぶ者あり〕

〔「それは必要な数字だと思うし、答えられる数字だと思う」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

はい。それでは、暫時休憩します。

午後 3 時21分 休憩

午後 3 時32分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議に入ります。

内海議員が体調管理のためしばらく欠席されております。

それでは、答弁から入ります。

岡本総務部長。

総務部長（岡本 和之君）

岩江議員さんの財政の御質問でございます。

お答えをしたいところは山々でございますけども……

〔15番岩江正行君「ちょっと大きな声で言うてくれ。聞こえんのじゃ」と呼ぶ〕

はい。感染の終息の見込みが全くない現段階ですので、いつまでもつかということについてはお答えすることができません。誠に申し訳ございません。

議長（岡本 泰介君）

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

総務部長のお話からしようかの。お答えがでкинようになつたら、この予算もお答えがでкинど。そうじゃろうがな。初め、もう大体これは終息するのに大体何カ月として想定して、予算組みしとると思うんじゃ、これ。それを今言いよるお答えでкинというな、これほど無礼な議会というのはないど。市民が物すごう不安がるぞ。お答えがでкинということ自体がおかしからうがな。財調がほんなら全部で何ぼあつて、そこの中で今言いよるいよいよこういうのが出てきた場合については、財調についてはそれでもここまではか切り崩しがでкинと。足らん分については、また議会の皆さんと御相談しながら、その最善策を考えていきたいと思うとんじゃけどというぐらいな、そのくらいの挨拶もでкинような財政部長じゃ、先が思いやられるわい、先が。

それで、ここで金を貸すじゃとかどうのこうのというやつが出とんじゃけども、これは権利と義務の関係で、借つたら払わにやいけん。これは義務がある、ついて回るわけじゃ。それで、保証人の関係、これらについても、担保の問題が出てきよる。担保を取ろうと思つたら、やっぱしこの予算の上にもた別に要るぞ。担保の評価せにやいけんがな、不動産鑑定士を入れて。不動産鑑定士を入れて、価格評価せにやいけん。あんたと商工会で決めるわけにはいかんのや、これ。

それで、一ついい例として、ふるさと融資やこう使うて、大原の方の学生寮についたら利子補給やこうしとるわけじゃから、こういうなやつについちゃあ考えとんか考えていないんか。今、生徒が増えたから、前は—

般の人も入れようかと言いつつたんやけど、今、生徒が増えたんで、大体いっぱいになつとるようなことを言いよりましたけども、そのようなことを考えとんか考えてないんか。

それから、長引いた場合についての考え方はきちっとしてもうとかなんだら、あのときにはもろうたんじゃけど、あれは今言いよるどがんで身を引くような話ばあで順位決めたんじゃろうかとかということと言われると、わしは困るんじゃ、こんなもんな。これ、じゃから1次、2次、3次ぐらいに分けて、今回間に合わなかった人が何人ぐらいおるんか。企業というのは皆分かるわけじゃから。後々から税金を集金しよんじゃけん。農業関係が、農業の6次産業をやっている家が何件ぐらいあるんか。それから、今言いよる運送業しよる家が何件ぐらいあるんか。早うこれもしてあげなんだら、皆、わらをもつかむ思いじゃろうと思うんで、今日、わし、先に申請しとる人は。

それと、誰もこないなることを予期しとらなんだ。それがたまたま一つのこの新型コロナウイルスの関係によって、そこら中を汚染しよるわけじゃから、拡大しよるわけじゃから、そがい言うて、これは今言いよる湯郷温泉が明かりが消えてしもうてみんさい。美作市も全部消えてしもうたようなことになるど。観光行政が大きな、今言いよる関連しとった観光行政、ここが倒れてしもうてみんさい。これは大変なことになるど。働きよる人も少ない人数じゃないわけじゃから。企業の人でもホテルの人やこうも頑張りよるわけじゃから。それはほんまに貸付けで頑張るんか。そう簡単に、一旦お客が逃げてしもうたら、戻すというたら大変な時間が掛かると思うんじゃ。それをちいっとばあ貸付けで、今度はこれをまた払うてもらわにやいけんよなる。それだったら、今言いよる政策金融公庫でどのぐらい申し込みしとんか。それから、銀行やこうについちゃあ、どういふ状況で申し込みしとんか。銀行やこうも出し渋りしよると言いよりました。厳しいんじゃと言うて。楽じゃ楽じゃというの東京で言いよるだけじゃから、安倍さんが。政府直接の金融機関が関連しとるような政策金融公庫が出し渋りしとるようなことを言いよるわけですから、やっぱしその辺のところを踏まえて、貸すにせえ、補助金出すにせえ、議論してかなんだら、こんなもの、今日即決でやるということ自体がおかしいんじゃ。昨日でもこの問題をやるんかと思つたら、やらなんだ。わし、資料みんな持ってきとった。

それで、今言いよるこの貸付けの業種について、どこが一番厳しいんか、そういうなことも聞かないけんし、それから愛の村の関係、武蔵の関係、ここらでも、よその施設は全部、指定管理を止めてしもうとんじゃ。何でうちがお客おらんとところに銭出さないけんか。この辺のところについても、この管理業務仕様書の関係、ここらにうたわれとる、その辺のところやっぱし考えてもらわなんだら、あそこの企業には全部、契約したんじゃけん、出してしもうたらええ。市内の業者はいきいきとんぼしよんじゃけど、ここについちゃあ、今言いよるお金がないけん、財調やこうでも、何ぼ使うていいやら分からんけん、これはほっとけと言うた。そんぐらいのような、ちぐはぐしたような行為というのは、これは聞けれん話でな。

これ、じゃから、人に言うたら、これは第三次世界大戦みたいなもんじゃというようなことも言われるわけじゃ。後ろで旗を振る者はええけども、今、消防長のちよつと言うたんじゃけども、あんたはそこで旗を振つたらええけども、第一線で仕事をする人は、ほんまに命懸けで。そうでしょう。そういうなところの準備はできとんか、できてないんか。なぜこの中の予算の中に、予備費としてでも載せてないんか。起きてからばたばたばたばたして、また予算組みにするんか。どがいなんかな。

肉の関係やこうについても、牛乳の問題についても、どのような形の中で応援できるんか。恐らく全然来とらんとするたぞ、商工会も役所も。5件回つたら、1件だけ、ちよつとのぞきなつたと言うた、商工会が。そがいな中で、実態が把握できとらんような人間が、ここ1億8,000万と、それから今言いよる1億3,994万4,000円か、このような数字をここへ載せてくる自体がおかしいんじゃ。それだったら、みんなでこれ分けてくれと言うて、もう1億はかないんじゃけん、どっちにせえ、皆その実態調査をして、これでどがいぞみんな

分けてもらえんじやろうかと言わないけんじやろうがな。後から来た者は何もできんような、知らん者は何も、制度何も分からん人がたくさんおられるわけじやから。これについての対応はどがいするんな。それは、今言いよるバスをしよる会社でも言うたど。前年対比90%のマイナスじやと言うたぞ。もう大変じやというて言いよりました。雇用調整助成金やこうでも、今申請したってすぐくれりゃへんのんじやから。一月も二月も先なんじやから。雇用調整助成金の差額についても、ほな市は応援しようかというような、できるかできんのか、これらについても。それは無理じやというて言われるんか。そういうなところの話まで踏み込んでな……。

議長（岡本 泰介君）

これ載っとんじや。

15番（岩江 正行君）

おい。どうなんだ、それで。してもらわなんたら。ちょっと御答弁ください。

議長（岡本 泰介君）

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）

まず、今回の貸付金制度でございますが、保証人は設けません。

〔15番岩江正行君「もうちょっとようけえはっきり。聞こえない」と呼ぶ〕

保証人はありません。担保につきましては、固定資産評価額を採用しまして、土地と家屋につきまして2分の1までの額をその範囲として、法人の場合は800万、個人の場合は80万としております。抵当権につきましては、登記を抵当権設定するようにしています。

それから、ふるさと融資の話がありました……

〔「無担保のことを言うていない」と呼ぶ者あり〕

はい。無担保の枠につきましては、法人200万、個人20万ということでございます。

それから、ふるさと融資のお話がありました。今回は無利子融資ということで制度を設計しております。無利子でございます。

それから、どれくらいの件数があつたということですが、今日、補正予算の議決をいただきますと、明日から電話相談を受け付けたり、来週の月曜日からは面談しての相談を受け付けて、その事務の方を始めていきたいというふうに思っております。

ちなみに、事業所でございますが、経済センサスという調査がございまして、それによります産業別分類による事業所数を申し上げますと、自動車・同附属品製造業というのが市内に9ございます。それから、道路旅客運送業が11、飲食料品卸売業が14、宿泊業が28、飲食店が108、娯楽業が16で、合計で186といった数字にはなりますが、これらの業種に限って別に融資をするというようなことではありません。新型コロナウイルスの影響を受けて、売上高などが20%以上減少している事業者の方が対象でございます。

それから、農業者からの相談というのは、肉牛、牛の値段が下がっているということはお聞きしておりますが、そのほかでは具体的な相談は聞いておりません。把握に今後も努めてまいりたいと思えます。

それから、商工会の方は全会員を対象に調査をしたいということで、調査を続けられとるというふうにお聞きしておりますので、また情報を共有して取り組んでまいりたいと思えます。

それから、市内の指定管理者によって運営をしている施設につきましては、個別に指定管理者の方とそれぞれ協議をするというような状況でございます。よろしくお願ひします。

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）

私が個人的に知っている限りで言いますと、子牛の生産農家の方が大変困っている。既に新聞を見て、申し込めるかどうかの検討を始めたいというなことをおっしゃっておいりましたし、花屋さんも今月の半ば頃からまさに急激に受注が減少し、そして全国的な休業要請、恐らく岡山県もそうなると思いますけれども、そうなる法人向けがほぼゼロになるというなことの中で、これも花屋さんでも応募できるんかというような問い合わせが来ております。当然でありました。ということでお答えしておいまして、遠藤部長の答弁は非常に簡略な答弁でありますけれども、経済部において全ての実態を直接、間接に把握をしているということでございますので、岩江さんがおっしゃったことは全て把握の上でこの対策が立案されているということで御理解を賜りたいし、それ以上のことも当然知った上でやっておりますので、御安心をいただきたいと思っております。

議長（岡本 泰介君）

岩江議員。

3度目です。

15番（岩江 正行君）

岩江議員はいいけどな、議長、総務の部長やこう、さっき言うところ。こんなことで行政ができたなら大したものじゃと言うて。あんなもの、分からんというやなもん、この予算、ほんなら何のために。

それから、経済部長、経済部長、おるんじゃろう。あんたは、186の中で、これらについてはやっとなんかどうのこうの、今よう聞こえんのんじゃ、ここでな。これが邪魔しとるけんじゃろう。それで、20%ぐらい減少しとんのは、物すごい恐らく出てくると思うんよ。20じゃないはや市長は誰に聞いたんな。わしが聞いとるところは行っとなん。わしは、昨日の晩、回ったんじゃから、5件。牛も150頭から飼うとるところも行っとなん。子牛の問題じゃないんだ。それと、園芸の関係やこうでも、運送しよるところまで行っとなん。もうこの連休過ぎたら、恐らく40%以上の赤字が出るじゃろうと言うて、今、政策金融公庫に申し出しとるやつでも、今、対象になるやつの数字が出ておりますから、それは20%以上のあれが出ておりますというて言いよった。そこらも、今言いよる商工会も行かれていない、運送しとるところも行っとなん。雇用調整助成金しとるところは2社ほど知っとなん、わし。

行っとなんところと行っとなんところが出とんじゃけども、行っとなんところ、今聞いとるだけで、今、遠藤部長の話聞きよったら、186のもの、あとは知らんというやな話や。そんな無責任なやなことを言うてもろうたんじゃ、恐らくここの中で賛成する者は誰もおらんど。今出とるだけで、こんだけだけで、あんたらよう賛成したなと言うて、おまえ、地元へ帰れる者、帰ってみんな、どがいな説明するんか知らんけど、恐らくおりやせん。あんたみたいなことを言いよったら、186の中で何社出るんじゃろうかという心配じゃ。少のうたらええのにな。少ないのが願うばかりじゃ。そうでしょうがな。岩江さんが言うやなところはみんな回っとなんどうのこうのって、わしは昨日の夜、回ったんじゃから。そうじゃから、そこらが大きな規模でしよるところをもうたわけじゃから。研磨しよるところやこうでも大変じゃと言いよるで。やっぱし自動車の関係のところは。仕事のごそつと少ななる。何か言うてくださいよというて言いよった。これを帰って、美作市の市長さんらはこれ知らんというて経済部長が言うたわよというて言うてみんないな。これは税金も誰もよう払わんというて言うぞ。そうでしょう。やっぱし市民平等な形の中で、平等の形の中での行政をやっとなん。あとの者は知らんというやな、そういうやなことは、帰ってわしもよう言わんしな。

それから、総務部長みたいに、財調がほんなら60億ほどあつて、調整基金が60億ほどあつて、そこの中で、そんならここで3億使うたんじゃと。いよいよもうあとのことは全然言えれんのんじゃと言うやな。ほんなら、後から申し込んだ人についちゃあ、どがいしてあげるんなど。それでも余裕はこのくらいははまだ

あれへんかというような話もなしに、一刀両断の上にはさっとやってしまうんだったら、もう美作市の議会の報酬も何も、もらうところも何も、あんたらの給料も何もねえよ。市民があつて、美作市があるわけじゃから。そうでしょう。あんたらみたいな一発ではさっと言ってしまうんだったら、もうもうしまいじゃ、美作市も。答弁があつたら言ってください。ないんやったら、これで終わるけん。

議長（岡本 泰介君）

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）

先ほど私が186と事業所を申し上げましたのは、参考として6業種のことを申し上げただけでして、その業種に限って融資をするとか、そこが対象であるとかということではありませんので、誤解がないようお願いしたいと思います。

それから、20%以上の売上高減少ということでございますが、想定以上に影響が広がっていくおそれもございます。みまさか商工会、それからハローワーク、どちらにも今回のこの制度につきましては説明を申し上げまして、御協力をお願いしているところであります。補正予算が成立しますと、このことを告知放送などで周知に努めまして、明日からは電話相談、それから来週から具体的に面談して、相談を受けていきたいと思しますので、御理解をお願いいたします。

〔15番岩江正行君「議長、総括じゃ」と呼ぶ〕

議長（岡本 泰介君）

総括ないです、これは。この質問は総括がございませんので。

〔15番岩江正行君「ない」と呼ぶ〕

はい。

〔「補足が」と呼ぶ者あり〕

はい。補足の説明を。

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）

私の方から補足をいたしておきますが、まず岩江さんの昨日かなんかに行かれたような話でございますが、そのほとんどが3月の中旬以降、今日の議場にもいらっしゃる様々な御同僚の議員の方から逐一伺っております。岩江さんがおっしゃらなかった例えば内職の件についてもいろいろ御相談も受けておりまして、よく理解をさせていただいておりますので、よろしく願いをいたします。

また、真庭方式で予算編成を考えるとすると、本市としては近々追加の2次補正を30億ほどやろうと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（岡本 泰介君）

他にございませんか。

〔「いやいや、ないことないよ」と呼ぶ者あり〕

手を挙げてください。

重平議員。

7番（重平 直樹君）

先ほど来、岩江議員もいろいろと言われましたけど、貸付けのことなんですけど、湯郷、美作市内の、岩江議員も言われました。飲食店のほとんどが個人事業者ですが、無担保が20万、有担保が80万とあるが、これ、補助金で100万円くれるんならええんですけど、この程度の、助かる人もおるんでしょけど、この100万円ぐら

いじゃ、ちょっとてっぼうとどきせんのにじゃないのかなというのがありまして、これは何を基準に20万円と80万円を決めたのか、答弁をお願いします。

議長（岡本 泰介君）

誰が。誰が答えるの。

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）

本件の立案につきましては、内々でございますけど、市内の個人事業者の方々に、どれぐらい借りのおつもりですかというようなことを聞いた上で、その倍額を設定しておりますので、よろしく願いいたします。

議長（岡本 泰介君）

重平議員。

7番（重平 直樹君）

法人の200万円、800万円はよしとして、個人事業主にちょっと聞かれたと言いますけど、それは何人かに聞かれたんでしょう。これじゃちょっと、私も何人か聞きました。無担保が20万、これを有担保80万を、無担保で100万とかだったら分かるんですけど、先ほども言われよりました有担保で、これを土地の評価じゃなんじやとしよったら、時間も掛かるしという話もあります。これをどうか無担保で100万円をできたら要望したいと思います。

議長（岡本 泰介君）

要望ですか。

7番（重平 直樹君）

要望ですけど、何か答弁があれば。

議長（岡本 泰介君）

誰か答えられますか。ないな。答えられない。

7番（重平 直樹君）

じゃあ、これで執行部の皆さん十分だと思うとんですね。思うとんだったら、それで以上で終わります。

議長（岡本 泰介君）

他にございますか。

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

質問多いですよ。どうする、1つずつ行くんですか。全部一度、1回だから行くんですね。

議長（岡本 泰介君）

はい、全部行ってください。

4番（岡野 鉄舟君）

答弁漏れのないようによろしく願いします。

議長（岡本 泰介君）

はい。分かるように明確にお願いします。メモしますから。

4番（岡野 鉄舟君）

提案理由の説明の中で、財源の捻出ということで、例えば中止、延期となった各種行事が上がっております。なるほどなという、その数字を見ただけで分かるもんもあるんですが、先ほどの岩江議員との質問でダブる分があります、その減額補正の財源の捻出で一番気に掛かるのは、指定管理者制度を適用している施設のこと

です。まず、総合的になりますが、その施設がどのくらいあって、現在の利用状況、コロナでもう全然駄目なんだよと、あるいは休館している分もあるかもしれませんが、その施設全てについて、対応状況をまず教えていただきたい。

2つ目、もう新年度が始まっておりますので、基本協定と年度協定を締結していると思いますが、今回のような利用客が減った、お客さんが減ったという場合のリスクは、その年度協定、基本協定の中でどういう負担になっとなるかというのをその施設ごとに教えていただきたい。

次の質問ですけども、貸付金と給付金に係る部分がありますが、ダブリもあります。岩江議員の質問されたこととダブリますが、まず美作市内の業種、業種ごとの件数、その状況はどうかということが2つ目の大きい質問です。

その次に、この業種ごとの状況について、給付金、貸付金はどの範囲をカバーしているのか。あるいは、できていないのか。これを教えていただきたい。

それから4点目は、1週間前でしたか、私も招かざる客で市長室に入ったんですが、そのときに地元からの要望があって、直近も何回かあったと聞いております。その地元からの要望はどういったものが出て、どういった意見があったのかということを確認いたします。

次、5番目に、給付金でございますが、ダブリもあります。対象となる業種についてですが、例えば私の知り合いにも農業を専業としてされている人があるんですが、もう岡野さん、大変なんだよと、こういう話も聞きますが、そうじゃなくて、サラリーマン家庭なんかで生活に困っていると、こういった人、あるいは仕事を失った人、こういう人たちへの対応がカバーされるのか。どうなるのかということ。

それから、この給付金について2つ目ですが、このPRをどうしているのかと。これ、私も昨日、ハローワークに行ったんですが、事業者向けの説明書一式を頂きました。もう様式等が非常に難解で、これだと事業者の人も大変だろうなというのがもう直感的に分かったんですが、これはこれの100分の20をオンするというだけです。要するに国の制度を手をこまねいて見ているだけというふうになるんですが、しかしそれじゃこのコロナの難局は乗り切れないと思うんですけど、行政としてこのPRをどうしているのか。これからしているのか。

それから3つ目、もしもらえなかった事業主からの不公平感がないことは、どういうふうに担保できるのか。例えば、例えばですよ、これをやはりホームページでしているのかどうか分かりませんが、あるいは質問に思ふことを例えばQアンドAも、昨日もハローワークへ行くと、QアンドAを70ぐらいあったのを見せていただいたんですが、さすがに国の出先としてよくやっているなというふうに感心をしたんですが、こういったような利用者向けの丁寧なサービスをどういうふうに考えているのか。

それから今度は、貸付金1億8,000万についてです。この要綱によると、20%以上となっておりますので、1カ月の売上高の減が。じゃあ、以下か未満の事業主はどうするのかということが質問の1点。

それから今度は2つ目ですが、この事務をやる実施部署はどこなのか。また、商工会との連携を例えばどういうふうに考えているのかということです。

それから、これは具体的な話なんですけど、土地と建物に抵当権を設定するんですが、この負担は誰がどういうふう負担をするのかということでもあります。

コロナ関係ではありませんが、7番目の質問として、予算の12ページにこういうものが載っております。私は、普通、数字を見ただけで大体見当がつくんですが、これはどうも理解できない。何かといいますと、体育施設費の中で、147万円の使用料の減になっている。右を見ますと、土地の借り上げ料なんです。御承知のように、今は年度が始まったばかりです。当初予算にあるから、これを減額するというんですが、これが、私も予算を

やってきている関係があるんですが、この時期に、年度始まって早々にこの減額の数字を立てられるというのがどうも解せない。そこで聞きたいのは、これはどういったどの場所のどういったものなのか。その減額理由は何なのかということをまず1点お聞きします。

以上、全部申し上げました。私も手元にメモをしておりますので、答弁漏れがないように、丁寧に御答弁いただきたい。

議長（岡本 泰介君）

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）

まず、指定管理施設についてお尋ねでしたけど……

〔4番岡野鉄舟君「きっちり部長、答えてよ。マスクをしてるし、分かりにくいからね」と呼ぶ〕

はい。今回の補正予算には、この指定管理者関係の補正予算というのはございません。先ほども申し上げましたが、指定管理者で運営している施設については個別に協議をするということにいたしております。それぞれお客様減っておりますが、ほとんどの施設が減っておりますが、個別に対応ということになります。

それから、基本協定におきましては……

〔4番岡野鉄舟君「施設は幾らあるかと言っているわけです」と呼ぶ〕

それちょっと整理……

〔4番岡野鉄舟君「予算を作るんだったら、それだけはできとるでしょう」と呼ぶ〕

いや、先ほども申し上げましたが、指定管理者の施設につきましては今回補正予算をしておりませんので、よろしく願います。

それから、基本協定におきまして、大きな経済変動に伴うリスクにつきましては双方で協議をするということになっておりますので、それが原則でございますので、これから協議するということになってまいります。

それから、業種ごとの件数といったことがありましたが、これはもういろんな業種がございまして、どの業種がどれだけこの給付金や貸付金によりましてカバーできるかというのは分かりません。申請といえますか、相談を受け付けながら、取り組んでいきたいと。

それで、雇用調整助成金の方でございますが、こちらは給付金で上乗せする、助成することで、雇用の維持をしていただきたいということで、設けておるものでございます。

それから、ハローワークへは既に制度のことは御紹介をいただいております、休業した場合の雇用調整助成金について、既にハローワークへ御相談に行った後、経済部の方へ、商工観光課が担当になりますが、お尋ねに、御相談に見えた例もございます。不公平感といったこともありますが、この休業中の雇用調整助成金につきましては、休業した後、事後申請も認められておりますので、ぜひハローワークの方へ御相談をいただきたいというふうに思います。

それから、貸付金につきましては、売上高が20%以上の減少、直近の1カ月ということになっておりますので、今後20%以上減額ということがあれば、その対象の事業者となってくるということが考えられると思います。

それから、商工観光課が、先ほど申し上げましたが、貸付金と給付金の担当課でございまして、みまさか商工会には既に制度の内容を説明しまして、御協力をお願いしておりますのでございます。

それから、商工会の方でも、来週からはその業務の受け付けに当たっていただけるというふうに理解してお

ります。

それから、抵当権の登記につきましては、市の方で嘱託登記で行ってまいります。

私からは以上でございます。

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）

補足をしますが、当市の負けるな給付金につきましては、雇用調整助成金をいわゆる引き金とし、その申請をすれば出るようにいたしますので、まだ早いです。国が動く前に多分動ける。1点目。

2点目が、雇用の維持は雇用調整助成金で行えるんですけれども、例えば家賃とか、様々な休業中もコストが掛かる方々がいっぱいおられるんですよ。そこで2割の上乗せをすると、こういう趣旨でございますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

議長（岡本 泰介君）

部長、例えばPRをどうするかとか、先ほどの質問ですよ、それからもらえなかった人の不公平感をどうするかとかというような質問もあったんですけど。それから、地元からの要望はどういうものが具体的にあったのかというような質問もありました。今、業種ごとの件数は、先ほど言われたのかな。そういうことが落ちていないんじゃないかなと思うんですけど。その辺が私、ちょっとメモした感じでは落ちているような気がするんですけど。

春名企画振興部長。

企画振興部長（春名 信明君）

予算書12ページの減額の147万円のお尋ねですが、これは美作ラグビーサッカー場に隣接した土地でございます。臨時駐車場としてお借りしておいたものです。新型コロナウイルス拡大の影響を受けまして、利用自粛を現在お願いしております。利用が激減しているという状況でございます。今後も終息の見込みが立たず、今年も臨時駐車場としての必要性が極めて低く、土地借り上げは不要であると判断したもので、減額をさせていただきます。

以上でございます。

〔「休憩。答弁調整」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

はい。答弁調整のため、暫時休憩します。

午後4時15分 休憩

午後4時45分 再開

議長（岡本 泰介君）

休憩前に引き続き会議をいたします。

ここでお諮りいたします。

本日の会議時間は議事の都合により延長いたしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することは可決されました。

それでは、岡野議員の答弁から入りたいと思います。

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）

まず、PRの取組でございますが、既に口コミなどで伝わっている部分もありますが、美作市の告知放送、それからホームページを利用しまして、お知らせをしております。

それから、不公平感ということがございましたが、今回の補正予算に計上しております対策では、給付金は従業員の雇用の維持を図っていただくとするものです。貸付金は個人事業主の方も含めて御利用いただくというもので、不公平といった意見がないように考慮したものでございます。

それから、地元といったことでしたが、湯郷温泉旅館協同組合、それから湯郷温泉観光協会から3月に要望書を頂いておりますが、その要望内容をちょっと御紹介させていただきます。

まず、税金、公共料金につきまして、固定資産税の暫定1年間の免除、公共料金の減額をお願いします。それから、観光振興策に関しましては、美作市観光振興協議会、美作国観光連盟で今年度行う予定だった事業の中止があり、予算残を次年度へ繰越しをお願いします。それから、事態収束に備え、あらかじめ大規模かつ長期的な観光振興策をお願いします。入湯税に関して、このたびの事態により入湯税が著しく減少するので、旅館組合に対して補助をお願いしますという要望書を頂いております。

以上です。

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）

何度も同じ補足をするんで申し訳ないんですけども、本市として、給付ないし貸付けを行う趣旨は、もちろん雇用の維持もあるんですけども、事業の維持継続と、そのために行うんだということでございますんで、念のため、改めて補足をいたします。

議長（岡本 泰介君）

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

今回は、まず1点目ですよ、まず財源の捻出についてなんですけど、今、休憩中にちょっと遠藤部長と話をしましたら、予算に数字がないからという、そういう話なんですけど、今何が一番大事かというたら、財調の話もありましたが、今回は3億2,000万円ぐらいの財調を取り崩しているわけですよ。当然、消防のあれがなくなったら、要するにそれを不用額に出して、それをコロナに回すというのは、それは賢明な、私も感心をしたんですけど、感心というか当然のことなんですけど、それはできとんですが、指定管理制度に、もう具体例を言えば、例えば五輪坊とか愛の村について言えば、実際その利用者もあるのかないのかも分からん部分もあるんですけど、ないんだったら、感染防止をするという意味で、休館にすりゃええわけですよ、例えば2カ月ぐらい。そして一方では、指定管理料を払う義務が一応債務者としてありますから、それはやめるべきじゃないかという思いがあるの。指定管理料の6,000万を、5,000万を6,000万に増やしましたが、それを例えば今回のコロナプロパーの問題で休館にして、その間は逆にその都度協議して出しますとか、そういうことやなくて、ちゃんとそれは年度協定書の中にあるはずなんです。つまりどういったことかといえば、利用者が減った場合の危険負担をどうするかということは、天災とかというふうにはコロナを考えるんじゃないで、それはやはり利用者の減は、その年度協定書か基本協定書の中には、ちゃんと指定管理者が負担するよとあるはずですよ。法律の論理から言えば、それが正しいんですよ。だから、私は、ちゃんとそれがどうなってるんですかと。数字に

ないから答える必要がないというんじゃないくて、今、コロナ予算をやろうとしているわけですから、その辺を今後やるとしても、どういうふうにするんだなということですよ。

だから、2回目の質問の第1は、簡単に、私は、その財源の捻出の仕方としてそういうことを持っておくと、しかも今回これ、今日、臨時会が終わるとすれば、5月の連休を挟んで、次、1カ月、指定管理料、余算に出さなきゃいけないようになるじゃないですか。そないなことはやめるべきだろうということです、私の今、念頭にあるのはね。ちょっと冗長な話になりましたが、1回目の質問は、要するに指定管理料についてどういった考え方をするかということです。今後も含めてでもいいですわ。数字がないからというような問題やないですよ。

続いて、コロナの影響を受けている美作市内の業種、業種ごとの件数、状況はどうかということと、一連のことなんですけど、確かに厚生労働省がやっている雇用調整助成金と、それから安定給付金にリンクして、その100分の20をオンするということなんですけど、それは他律的ですよ。つまり、市がどうすることも言えないんですけど。じゃあ、その雇用調整助成金等でカバーできていない部分があるはずなんですよね。それを今回のコロナ予算というか、その給付金でどうやってカバーをしていくかということができてんですか。もしそういうことが、実際、商工会長の話の中で、あれはどねいな、これはどねいなという話があったときに、大丈夫なんですかということですよ。それは分らんのですよというようなことは、この即決をする臨時会の中では、即決だからというようなことでは通りませんよ。だから、この辺を、2回目の質問として、改めてどう考えとらんかということです。

3つ目、どうも遠藤部長の説明でできないんですけど、この業種ごとの中で、給付金が確かに国の制度にリンクしているんですけど、どうも、じゃあリンクできない部分が、僕は小なり大なりあるんじゃないかと思う。それをどうやって単独でカバーしていくかという、したらいいんじゃないですかという、そういった思いなんですけど、これをどのように考えておられるんですかということです。

地元要望は、確かに私ども、招かざる客で市長室へ入りましたけど、たしかそれ的な発言だったということで、よしといたしましょう。

それから同じく、給付金について、今言いましたように、私も時たま湯郷に昔は出よったんですが、今は自重をしとんですけど、いろんな方と、事業主の方と話をするんですよ。それはもう大変ですわ。そういった方々が一人でも不満が出ないようなことをどうやってカバーをするんですかということです。貸付金は商工会といろいろと連携をしとんですけど、そういったことは大丈夫ですかということです。これは、予算を作るときに大変大事なことですよ。何も湯郷だけじゃありませんよ。東栗倉から英田までの話ですよ。この辺をもう一度、その不公平感をどうやって払拭するか、できるんだという自信があるかということです。

それから、貸付金に関して、抵当権の質問をいたします。抵当権は、要するに一番抵当、二番抵当、いろいろあります。今回もしその申込みがあったときに、抵当権を設定しなきゃいけないんですが、質問は、具体的な法律の実務をお聞きますよ、土地と建物の両方に抵当権を設定するんですねということです。もちろん、所有権が同じ場合です。これは何でかといいますと、どちらか一方だったときに、法定地上権が発生するんですよ、民法上ね。そういったときには非常にややこしい問題になるんで、この辺をどういうふうに考えているかということです。

それから最後に、体育施設の質問ですが、春名部長が、確かにコロナの関係で利用者が減なので今回はという話なんですけど、私がこうやって机上で思うのに、貸主の方は納得をされとんのですか、こういう急遽、補正予算で当初予算から出すというときに。私は、法律の実務、少しは分かるんですけど、例えば借地借家であれば6カ月前とか、その通告をして、遠慮させていただきますというのが今の司法の世界なんです。例えば、その

契約が分かりませんから、こういったことを貸主の方と、分かりましたというふうな、そういうことになっているんですかという、それが2番目の質問です。

以上5点か6点ですけど、お答えいただきたい。

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）

まず、指定管理関係でありますけれども、確におっしゃるところが一面、なくはないと思いますが、議員が大変多くのポイントをお忘れになっていらっしゃる。そのことは大変悲しいと思います。つまり、雇用の維持ということを一体議員がどうお考えになっておられるのか。指定管理者に雇われている方々のほとんどが美作の市民であります。それを首にするということは、なかなか当方として要請をすることはできないと思います。

加えて、小さい指定管理場所については、市民自らが指定管理者として、そして市民の方数名を雇用されておられる。生きていくのに必死であることについては何の変わりもありません。

さらに1点申し上げますと、私どもとしては、そういうことであるので、指定管理者においてもこの給付金等の対象にしなきゃいけない。そのことが美作市民の生活の安定につながると確信をしておりますので、御理解を賜っておきたいと思います。

また、いわゆる不公平問題でございますが、これについては、お聞きになっていけば分かったはずなんですが、念のためもう一度申し上げますと、その不公平問題をどう解消するかが今回の予算編成の最大の課題であると。具体的に言うと、雇調金の対象に成り得ない方はいっぱいいるんです。それを簡便に簡易に救うために、商工会の認定を国の認定の代わりにするということで、制度的にそれを担保しておりますが、具体的には、私を初め、いろんな方々が、実は事業者の方々に相談をしながら、そういった不満がないように、制度の設計をしてきたということでございます。もちろん、私どもも神様ではありませんから、抜け落ちがあれば、それはまた後日、早急に訂正すると。そして、もし岡野議員に、具体的な制度提案があるのであれば、また後日、よくお考えになって、私のところでも結構ですし、担当部長でも結構ですが、きちっとしたお話を、市民のためのお話を、御自身のためじゃなくて、市民のためのお話を聞かせていただければ幸いです。

議長（岡本 泰介君）

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）

抵当権につきましては、土地、建物に設定をすると考えております。

市長（萩原 誠司君）

補足をいたしますと、両方ではありません。限度額がありますので、その限度額に応じて、御本人とも相談の上、建物だけで行ける場合もありますし、土地の方だけで行ける場合もあります。全部に抵当権を設定することではないのでありますから、その具体の案件の中で、資金をお借りになる事業者の方に将来一番いい形で設定を考えるというのが当市の基本でございます。

議長（岡本 泰介君）

春名企画振興部長。

企画振興部長（春名 信明）

借り上げの土地につきましては、1年間の単年契約となっております。貸主の方が納得されとるかされていないかは分かりませんが、今年のところは借りないという御連絡はさせていただいております。

〔4番岡野鉄舟君「3回目だね」と呼ぶ〕

議長（岡本 泰介君）

はい。

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

分かりやすい最後の質問から行きます。私も、宮間、福元さんがいるときは、ずっと地元の人たちと一緒に見て、あそこを利用したこともあるんですけど、これは美作市から借りていたんだというのは、今回の今の話を聞いて初めて分かったんですが、2つ質問しますね。

1つは、湯郷ベルに対して転貸借をしているんですかということが1点。

2つ目は、もし今度あそこの臨時駐車場も使わなければいけないぐらいに湯郷ベルの観戦者が来たときに、その方というのは貸してもらえるんですか。例えば、ほかに対応できるんですかということです。つまり何が言いたいかという、ずっと長年、どれぐらい借りていたんか知りませんが、そういった信頼関係というのは大丈夫なんですかということです。要するに、最後の体育施設の質問については、その2つを質問いたします。

それから、市長が今いやしくも耳障りなことを言われましたけど、私は、御自身のためにというて、私のためにはやっていませんよ。私は市民の方々のために一議員としてやっているんで、失礼なことを言わないようにしていただきたい。時たま、あなたはそういうふうに見下したような発言をされる。だから、あえて私は言うときますよ。そういうことは、要するに聞く側に立つて言うべきだという、老婆心ながらお話をしておきますわ。

それで質問なんですけど、指定管理制度には、例えばその地域の方々にお世話になっているというのは当然、私も百も承知をしていますよ。つまり、ないところを無理にお願いをして指定管理者になっていただいているというのは分かります。私は、そのところを言ってんじゃないんです。そのところについて指定管理を言っているんじゃないんです。大きいところで、あくまでルールにのっとって危険負担をどうするかということで私の考えを申し上げただけで、それが実際、年度協定書と基本協定書の中でどういうふうになっているかと。やはりこれだけ財調を、幾らあったとしても、崩すのはやはり少ない方がいいんで、不用額の財源の中でやった方がいいんでというふうに、私は私なりに考えておるから、そう質問したまでです。ですから、今の遠藤部長は今後考えていくということで、その都度協議をしてもいいですよ、協定書にのっとっても。ただ、それがやはり実態に沿うような形で協議をし、やっていかにゃいけないと思います。だから、この指定管理料については、私の考えの部分は苦言を呈しますが、答弁は要りません。考えを述べるだけです。

ですから、それ以外については、私もというよりも、即決でここへ出された中で、少しは勉強したつもりなんですけど、ハローワークに行ったとしても、調整交付金なんかも、非常に1センチぐらいの資料を見て、なかなか頭に入らなかった。だけど、即決ですから、単純によいか悪いかというわけにいかないから、私なりに勉強した上でやっているんですけど、どうもやはり、報酬のときに私がちょろっと苦言を言いましたけど、私なりに見たときに、ああ、十分な予算ではないなという思いをしております。ちょっと質問じゃない部分を行いました、今のその借り上げの分だけの質問にいたします。

議長（岡本 泰介君）

春名企画振興部長。

企画振興部長（春名 信明）

1点目の湯郷ベルに転貸借というお話ですが、貸してはおりません。

それから、今後につきましては、利用者にとって、利用に支障がないように検討してまいりたいと考えてお

ります。

議長（岡本 泰介君）

他にございませんか。

倉地議員。

6番（倉地 重夫君）

今回の給付金にしろ、貸付金にしろ、これは全て事業者が対象なんですよね。今、市長言われましたが、事業の継続ということを最重点に置いて取り組んでいるんだという説明があったんですが、結局こういった事業所がもう既に仕事が減ったり、あるいは休業したりというような形で、そこで正規に働いている人はいろんな形での制度の対象になるんですけれども、アルバイトであるとかパート、あるいはそこから内職の仕事ももらっていると、そういう人たちが、もう収入がばたっと途絶えてしまって困っておられるということで、今回のコロナウイルスに負けるな給付金制度というな、ちょっとこういう負けるなというのは非常に市民を励ますような言葉が使っているんだけど、実際そういう人からしてみれば、その給付金が、それじゃどういう形で自分の方に恩恵があるのかということが非常に見えにくいというんか、現実にはそういった収入が途絶えて、生活そのものが困窮されている方がだんだん市民の中にも生まれてきているんですよね。そういった人は、今回の給付金、あるいは貸付金で、どのように救済できるのかということをまずお尋ねしたいと思います。

議長（岡本 泰介君）

遠藤経済部長。

経済部長（遠藤 宏一君）

まず、給付金、いろんな事業者の方がいらっしゃいますけど、給付金の方で、正規の従業員、正規といいますが、所定の勤務時間が短い方、雇用保険の被保険者でない方も、4月1日から6月30日までは休業手当の助成の対象ということになっておりますので、事業主の方にこの制度を御利用いただきたいというふうに考えております。

議長（岡本 泰介君）

倉地議員。

6番（倉地 重夫君）

結局それは雇用者というか、その裁量に掛かっているというんか、いわゆる身分が確定していない人たちは、それじゃそういうことの救済を求める申請とかそういうことが、制度があるんですかね。例えば、学生さんなんかでも、学生アルバイト、いわゆる生活の足しとか、あるいは授業料の足しにアルバイトをしている。そういった人たちが、もうたちまちそういう収入が途絶えて、いよいよ退学してしまおうとか、学校を継続することができないというような声がちょこちょこ聞かれるわけですが、そういう人たちはどのように救済するかということです。

それから、先ほど部長が言われたように、この制度も利用して、給付金、あくまで給付する事業者がそれを対象と認めるかどうかで内容が決定するんじゃないんですかね。

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）

学生、その他様々な問題が一般的にあることについては当然承知をしているんですが、私どもは私どもとして十分調査をした結果、市内において、その手の問題が、学生の問題については、まだ一切言われておりません。一方で、その対策の立案は結構難しい問題があって、事を急ぐ中で、全体をおくらせるわけにもいかない。

冒頭申し上げたとおり、私どもとしては、必要があれば直ちに予算を補正して、直ちに議会をまた招集すると言っておりますので、倉地議員もよく具体の状況を的確に把握して、御連絡をいただければ幸いです。
議長（岡本 泰介君）

3回目です。

倉地議員。

6番（倉地 重夫君）

そういった市民の切実な要望とか、そういったものを結局、市長室の方へ御相談に上がっていいということですね。

議長（岡本 泰介君）

市長。

市長（萩原 誠司君）

別に市長室じゃなくても、電話でも結構ですし、何でも結構です。お手紙でもおはがきでも、SNSでも、何でも結構でございます。

議長（岡本 泰介君）

他にございませんか。

中山議員。

5番（中山 忠明君）

今、市長の答弁を聞いておりますと、今回の給付金については、学生じゃなしに、普通の一般のいわゆる社会的保障がついていない人に、臨時で雇われとる人が大変困っておられる中で、今回の予算については、それは一切組み込まれていないということでええんでしょうか、お答えください。

議長（岡本 泰介君）

市長。

市長（萩原 誠司君）

学生については組み込まれておりません。

〔5番中山忠明君「ちょっともう一遍言うて下さいよ、それ。聞こえにくいんで」と呼ぶ〕

おっしゃったとおりです。

〔5番中山忠明君「おっしゃったとおりというのは、ええですか。ちょっとこれ、同じ質問じゃからね」と呼ぶ〕

議長（岡本 泰介君）

中山議員。

5番（中山 忠明君）

要するに、この今回のには全然入っていないということですね。弱者切捨ての補正予算でということでしょうか。

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）

全く違います。

〔「どこに入っとんな、ほんなら。説明せえや、ちゃんと」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

中山議員。

3回目です。

5番（中山 忠明君）

じゃあ、そんなら月曜日から市長室まで行かんでも、どこに行ったらそれを受け付けていただけるんでしょうか、お答えください。

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）

月曜日からとは申しておりません。月曜日じゃなくても、日曜日でも土曜日でも結構です。連絡いただければ、必ず応じます。

〔5番中山忠明君「議長。どこへ言うわけ。普通の人、分らんがな」と呼ぶ〕

議長（岡本 泰介君）

それでは、窓口だけ答えてください。窓口だけ、どこかということ言うてください。

〔「土日は休みじゃないのか。ここは日曜でも受け付けるんか、それははっきりさせえや、議長。」と呼ぶ者あり〕

ですから、言います。今、言いよります。窓口をはっきりしてくださいと今言っていますから、大きな声しないでください。

〔「大きな声であれへんがな」と呼ぶ者あり〕

窓口を。遠藤経済部長、窓口はどこで、どうなるんですか。

経済部長（遠藤 宏一君）

この今回の補正予算の給付金、貸付金の御相談を中心に、土曜日、日曜日におきましても、市役所の開庁時間である8時半から5時15分までの間、電話相談はお受けいたしますので、その他の御要望についても、ありましたらお知らせいただきたいと思います。

〔5番中山忠明君「議長、議長。土日は休みじゃないんか」と呼ぶ〕

議長（岡本 泰介君）

だから、土日もしていると言っているんです。

〔5番中山忠明君「やっとな」と呼ぶ〕

はい。

〔「電話だけと言いよる」と呼ぶ者あり〕

〔5番中山忠明君「電話だけと言いよったん」と呼ぶ〕

ええ。答弁を聞いてください。そう言っているんです。

〔5番中山忠明君「告知しとるわけ」と呼ぶ〕

〔「これからです」と呼ぶ者あり〕

〔5番中山忠明君「間違いないんじゃな。それなら72-0922にかけたらすぐ出るんだな」と呼ぶ〕

〔「それは出ないです。それは議会です」と呼ぶ者あり〕

それは議会ですから。それは議会の番号ですから。

〔5番中山忠明君「いやいや、議会言うて（聴取不能）」と呼ぶ〕

〔「それは代表です」と呼ぶ者あり〕

〔5番中山忠明君「議長、ほんまに出るんかな。これから帰って言わにゃいけんのんでね、電話せえと言うて」と呼ぶ〕

〔「番号何番なら言うてみいや、ちょっと」「代表は1111」と呼ぶ者あり〕

〔「毎朝7時に放送しよる。（聴取不能）対策本部。」と呼ぶ者あり〕

〔「放送がねえものはどうするんなどいうなことを放送しよる言うて」と呼ぶ者あり〕

他にございませんか。

〔5番中山忠明君「ちょっと待って何なら議長、その……」と呼ぶ〕

いや、まとめてきっちり……

〔5番中山忠明君「いやいや、まとめてというて、答弁一つ、何ひとつ答えてねえがな、そないなことを言うて。また岩江議員と同じような答弁になるんか」と呼ぶ〕

いや、受け付けていますというて言われたんですから、ほかにもう言いようがないですよ。

〔5番中山忠明君「いや、ほんなら受け付けの番号を言うて」と呼ぶ〕

〔「どこを言うんか言わにゃいけまいがな。福祉はどこに、全部ここで代表にしたら」と呼ぶ者あり〕

代表は商工観光課と言いましたがな。前に商工観光課と言いましたから、ずっと前の答弁で。

〔5番中山忠明君「番号は何番だ」と呼ぶ〕

市の代表番号にして、商工観光課。72-1111。

〔「72-1111」と呼ぶ者あり〕

うん、72-1111。役場の番号です。

〔5番中山忠明君「72-1111」と呼ぶ〕

〔「代表です」と呼ぶ者あり〕

そんな議論もう。

〔5番中山忠明君「ここへすりゃあええんじやな、ほんなら」と呼ぶ〕

そう言われたんです。

〔5番中山忠明君「これがまず1番目じゃ。次にな……」と呼ぶ〕

いや、ちょっともう中山議員、そがん質問のことになっていないんです。

〔5番中山忠明君「なっていないことはねえがな。あんた言うたがな、何ぼでも受ける……」と呼ぶ〕

いや、そんなことは言っていないです。まとめてしてくださいと言っておりますよ。まとめて、やから、岡野議員でも、10項目であっても全部まとめてされているわけですから。

〔5番中山忠明君「まとめて、そないなことになるまいがな」と呼ぶ〕

そんなことにならんじやあないんです。ルールはルールですから。

〔5番中山忠明君「詐欺師みたいなことすんなや、おまえ」と呼ぶ〕

詐欺師じゃないです。

〔「ルールにのっとりてください。他に」と呼ぶ者あり〕

はい。他に。

青山議員。

〔「岩崎議員が先や」と呼ぶ者あり〕

〔「いや、もうええ。先にやってください」と呼ぶ者あり〕

ええ。もう指名しましたから。

青山議員。

1 番（青山 慶君）

まずは、3月定例議会が終わってから、この短期間で美作市独自の対応をしていただいたことに一定の評価をした上で、ちょっと私の感じていることを申し上げると、1人で事業をされている方に対するフォローであったり、あとはテナント料などの固定費に対するフォロー、これはまさに維持に関する費用なんですけど、この部分がまだちょっと弱いかなというふうに感じております。あとは、医療関係者であったりスーパーやドラッグストアのスタッフ、今の状況で激務、また顧客対応であったり、感染の不安の中で働いている方々へのアメリカで言うところのヒーローボーナスのようなものを考えられていないか、その辺のことを質問します。

議長（岡本 泰介君）

誰が答えられますか。

岡本総務部長。

総務部長（岡本 和之君）

それでは、私の方から、直接の答えになるかどうか分かりませんが、報告を申し上げます。

現在、市の総務課の方で、国の行います特別定額給付金、こちらの事務について準備を進めております。個人事業主の方、あるいはパート等でお仕事をされている方につきましては、まずこちらの方の給付の方を受けただく、早急に受けていただくということで準備を進めているところでございます。

議長（岡本 泰介君）

それは10万円の話か。

それは10万円の話か、定額給付金。何のことな。

岡本総務部長。

総務部長（岡本 和之君）

いろいろとそういうふうな取組をしながら、情報を頂きながら、今後進めていきたいと思っておりますし、なるべく早いうちに給付ができるように努めてまいりたいというふうに思っております。

議長（岡本 泰介君）

ちょっと待ってください。スーパーとかドラッグも何とかかんとか言われたんやけど、それは。

含めてですね。はい、分かりました。含めてということですので。

青山議員。

1 番（青山 慶君）

ほかの方も似たような質問をされているので、これ以上追求することはしませんが、不十分であると判断できた場合であるとか、その以前に不十分ではないかという調査を再度といいますか、引き続きしていただいて、必要とあればすぐに補助ができるように準備をしておいていただきたいと思います。

議長（岡本 泰介君）

他にございませんか。

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）

少し理解ができていないことがあるのでお尋ねなんですけれども、給付金の要綱を見ての話なんですけど、給付金の部分については、国の助成金、すなわち雇用調整助成金ですね、これの対象になった人がなりますよというふうにならず第3条に上がっていて、そのなった部分について、第4条で、残り2割を給付しますよというふうになっているんで、書かれているようになると間違いはないんだろうと思うんですけど、そうした場合、国の部分については、雇用保険に入られている人が8,330円が上限ですから、8,330円の予算上は20%、2割を出すよと言うから、20%されたよと。

それから、雇用保険に入られていない方、俗にパート、臨時雇用という意味だろうと思うんですけど、その方についても算定して、別々にして20%計算されてトータルを出すよというふうに言われたんですけど、例えば雇用保険に入られている方、それ以外の方にしても、休業手当は大体60%以上というふうになっていると思うんです。極端な話、8,330円よりも低い方というのは、雇用保険へ入られている方ですよ、これは少ない、逆に言ったら1万円なり何なり出して、その上に60%ぐらい出したら、1万円もらわれたら事業所の方がマイナスの1,670円ですか、まあ、金額はいいんですけど、逆に言うたら不足するわけですよ。逆に、雇用保険に入られていない方は、8,330円の上限があるんで、それ以下だったら110%出すことになるわけですね。分かりますか、言っている意味が。110%出すということは、事業主が10%部分を余分にもらえることになる。これは不公平感にならないかなという気がするんですよ。そのあたりをどういうふうにご考えられて、この予算をされているか。要綱を見る限りじゃ、ちょっと分からない。ちょっと説明をお願いします。

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）

大変実は申し訳ないことがありまして、要綱の書き方がどうも私が知っているのと1バージョン古いので、訂正をしますと、今まじまじとさらに見ていたら、助成金の交付、雇調金ですね、の通知決定書を受けてからと書いてあるんですが。受理されたらと。

〔3番岩崎清治君「交付じゃなくて」と呼ぶ〕

うん。受理されたものをこっちに出してくれと。なぜかといいますと、先ほども答弁いたしましたとおり、事は急ぐわけでありまして。国は遅いんです。ですから、受理されたら受理の証明が出ますんで、あるいはそれを出してくれと言ってもいいんですけども、受理されたものの受理印やつやつをコピーもらって、それを出して預ければ大丈夫です。それがうちの一番大きな特徴なんです。やっぱ早い勝ちであって、それを随分申し上げておるわけです。国のやつを待っていたら、その条にね、くたびれてしまうということなんです。

それから、その110については、設計をそうさせていただいたのは、雇調金はありがたいと。雇用の維持はできるけれども、事業の維持ができない可能性があるんだと。雇調金の制度が終わった瞬間に店を閉じることになるのかなわんからという声が幾つかのところから私のところに来まして、それで最初、彼らは、100%出してくれという声もあったんですが、できたら100を超えてほしいんだと。そうしたら、本当にいろんなものが助かるからという話が次々に4社ぐらい来ましてか。そこで、10じゃなくて20で行けという話もしたり、それから事業者の方々に相談に行くときに、不公平感とかはあるかと言ったら、もう全然ないと。頼むからそれでやってくれというような話がありましたもんですから、こういう制度設計の基本を言わせていただいたというのが実態であります。

議長（岡本 泰介君）

岩崎議員。

3番（岩崎 清治君）

話としては、早急に出さなきゃいけないというのは、これは十分理解します。

それから、事業主の方は出した部分について資金不足になるんで貸付金をするだろうというふうに、これも想定するんですけど、先ほど来出ている定額給付金の話じゃないですけど、本当に困られている方に出すことについては、議員も全員賛成だろうと思うんですよ。ただ、もらわれている同士でも大義名分、極端な話、10%で満杯なのに1割余分に付けて出すよというのは、これはいかがなものかなど。別に事務費として出すんだったら、これは理解できるんですけど、理解できるような、不公平感のないような交付の方を、申請してそれが受け付けしないとスタートラインに立てないんで、そのあたり、これは要綱ですから、市長の方で何とでもなると思うんで、改めてもう一回考えてもらいたいなど。（聴取不能）で出すことについては何らおかしいことではないんで、援助をしてあげることについて、反対論どうのこうのではなしに、もう少し分かるような状態で出してあげたい。利潤を与えるような数字で出してほしくないというのを要望して、それから本当に困られている方について、再度、調査なり何なりをして、支援をしていただきたいということで、お願いをして終わります。

議長（岡本 泰介君）

金谷議員。

9番（金谷のり子君）

雇調金の申請方法が大変難しいという問題についての対応を商工会、それから職安等でされるということなんですが、殺到されて件数が多い中、順番も待ったり、いろいろなことがあると思うんですが、その対応能力が本当に足りているのかということと、それから難し過ぎて本当に諦めるような感じのところも、うんざりするぐらいの書類があると思うんです。それで、社労士の協会等にお話をして、もう少し何人かを集めて、市でコロナ対策をして間隔を空けて、一気に書き方を指導するとか、そういう対策も必要でないかと考えますので、その辺についていかがでしょうか。

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）

実は大変いい質問でありまして、そういうことを念頭に置きながら、緊急に経済部の人員を増やします。御質問ありがとうございました。

議長（岡本 泰介君）

金谷議員。

9番（金谷のり子君）

経済部の人員を増やすということで、社労士は関係なくということですか。

議長（岡本 泰介君）

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）

社労士の連絡なんかも含めて、業務としていろいろあるんですけども、雇調金については問題があることははっきりしています。国に制度を変えてほしいということも言っているんですが、その前に、今の雇調金の使い方、出し方について、申請の仕方について、習熟して相談に乗れるような人員ができるように、人事異動を考えます。

議長（岡本 泰介君）

他にございませんか。

内海議員。

17番（内海 健次）

老婆心ながら申し上げておきますね。なかなかこのコロナ対策について、分かりません。ただ、73年生きた中で、ひょっとしてインフラの構造に変化が起きるんじゃないかと。しっかり注視をしていただくようお願いしときます。

それから、設置要綱じゃな、ここ、特別対策本部。設置要綱を見ますと、第2条に、発生防止及び経済対策を的確に行う必要があると認めたとときと。的確とは、今、市民の窮状ではなかろうかと、こう思うところがあります。今ですよ、この窮状をどういうふうに行政と議会と市民が乗り越えていくか。しっかり今から、この予算が通るとすぐに行動に移すようお願いしときます。

萩原市長。

市長（萩原 誠司君）

今の前半部分の質問は、誠に重要なポイントだと思います。ニューヨークの状況であるとか東京の状況とかを聞くにつけ、働き方、行動の仕方のインフラが変わりつつあることは間違いありません。それは日々よく勉強しながら、次に来るであろうときに何をどう残すか。つまり、テレビ会議システムであるとか、いろんなものがありますけれども、それを準備しなければいけません。実は、具体的にはすでに当方で新しいインフラの準備を始めておまして、今日、実はこの3階でちょうど今、第3回目の実験通信をやらさせていただいているという状況でございます。

そしてまた、即にとというのはまさにそうでありまして、この議会が終わったら直ちに、5分ぐらいの差はあると思いますけども、第10回だったか忘れちゃったけども、美作市新型コロナウイルス予防・経済対策本部を開催して、幾つかの協議、指示をさせていただきたいと思います。

いずれにしても、よろしくこれからも様々な御指摘を内海議員からも、携帯電話で結構でございますので、頂戴できますようお願いいたします。

議長（岡本 泰介君）

他にございませんか。

日笠議員。

16番（日笠 一成君）

16番日笠です。

コロナウイルス対策については、スピード感を持って取り組んでいただいておりますことは評価をさせていただきます。その内容、金額について、他市との比較はいかがなものかとは思いますが、参考に、検討を含めた他市との比較、位置づけはどのように思っておられますか。例えば、あるいはピックアップしての説明を求めます。

議長（岡本 泰介君）

岡本総務部長。

総務部長（岡本 和之君）

日笠議員さんの御質問でございます。

今つかんでおります情報では、岡山県も補正予算、約51億をここでするようにお聞きしております。岡山県の人口規模が190万6,000人でございます。それを美作市2万8,000人に換算いたしますと、約7,500万円という数字になってまいります。今回補正予算をお願いしております3億円では、この岡山県が組んでおります予算

の約4倍の数字ということで、御理解をいただきたいと思います。

また、他の市につきましてもいろいろと対策をされると思いますけども、現在、情報をつかんでおりませんので、比較はできておりません。よろしく願いいたします。

議長（岡本 泰介君）

日笠議員。

16番（日笠 一成君）

財政委員にも相談しながら、自分のところの財政規模も相談しながらも、市民の痛みというものもの確に酌み取っていただいて、迅速に対応していただきたいと思います。

それで、このウイルス問題は早期に終息することを期待しますが、長期にわたる場合は、この予算に不足の生じた場合はさらなる対策を講じる必要があります。その気構えについてお伺いします。

議長（岡本 泰介君）

岡本総務部長。

総務部長（岡本 和之君）

2回目の御質問にお答えをさせていただきます。

このたびのこのコロナウイルス、非常に大きな問題といえますか、もう大変なことになっております。したがって、現在はこういうふうな対策で取りあえずスタートをします。その後も、議員の皆さんと御協議をさせていただきながら、制度等についても検討し、予算についても考えさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（岡本 泰介君）

日笠議員。

16番（日笠 一成君）

スピード感を持って、状況を的確に把握しながら対処していただくように期待をして、質問を終わります。ありがとうございました。

議長（岡本 泰介君）

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

本件は、美作市議会申し合わせ事項及び会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（岡本 泰介君）

全員賛成。よって、議案第56号は委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに決定いたしました。

これより討論を行います。

反対討論はございませんか。

岩江議員。

15番（岩江 正行君）

今回の予算、先ほど来、総務部長の方の御答弁を聞いたり、経済部長の答弁を聞きよったら、経済部長は今

言いよる予算がないのにやりますやりますと言いよるし、どこから金をどういうふうな形で準備されてくるんか知らんけども、これが1次としたら、2次、3次についての対策が全然できていない。この1次だけで済ますようなことをしたら、この承認をしたら、あとの2次、3次の人に、申請されていない人、この人たちに私は返す言葉がございませんので、今回の予算は反対します。

議長（岡本 泰介君）

賛成討論はございませんか。

鈴木議員。

14番（鈴木 悦子君）

今回のコロナ感染症の影響により、本当に極めて厳しい経済状況であります。市長も冒頭に言われましたけれども、美作市内でも4月23日現在で約30件ほどの相談があると、市内の事業者の方からは悲鳴が上がっているというなお話がありました。このような中、美作市は事業の維持継続のために行うということで、この自治体よりも早く的確な幅広い経済対策を打ち出され、そして迅速な対応、また簡単な手続、そして手続が完了すれば5営業日以内に提供できるようにしたいというふうに言われました。今、苦境に立っておられる事業主の皆さん方は、市の早い対応に感謝をされることと思います。私は、さすが美作市、されど美作市、素晴らしい経済対策だと思っております。今後もまたいろいろなことが出てくるとは思いますけれども、動向をしっかりと捉えて、経済対策、しっかりと対応を進めていただきたいというふうに思います。賛成討論といたします。

議長（岡本 泰介君）

次に、反対討論はございませんか。

岡野議員。

4番（岡野 鉄舟君）

2つ、反対討論をいたします。

1つは、私は今回、議会開会冒頭、緊急質問を出しました。公明党の発案により、おかげによりまして、30万円の、国においては10万円を一律給付するんだというふうになっております。いろいろと国の動向を見ますと、紆余曲折があったように思いますが、今、国民の皆さんが一番心配されているのは、確かに30万円の給付がなくなったということが大なり小なり物すごい打撃じゃろうと思います。しかし、それはもう閣議決定をして、やらないということですから、今、私は、一律10万円の給付をいかにスピーディーにやるかということに関心があります。ちょうど今日、真庭市長の太田さんが50億の財調を、財調というよりも、その予算を立ててやっておられます。5億は単独ということなんですが、これが要するに連休明けに即予算が成立、27日が基準日になっておりますから、そういった形を私は今回の10万円について、その予算として計上し、この本日の臨時議会を延会してでも連休明けから対応できるように、そして措置期間をちゃんと設置して、住民基本台帳のいろいろな設備をスピーディーにやる中で、市民の皆様に活用すべきだろうと、そういう思いが今もあります。ところが、緊急質問が閉ざされたので、私の思いをできなかったんですが、やはり真庭市の太田さんのように、今あるところをちゃんと予算化をしていくというのが市町村ですばらしいところだろうと思います。そういった意味で、本日は委員会の動議も出しませんが、こういう形で自主的に執行部の方からその発案もなく終わりそうな感じもするんですが、この補正予算がタイムリーに組まれなかったということは非常に残念であります。じゃあ、今回の貸付金と給付金についてどうかという考えを申し述べますと、いろいろと岩江議員も言われましたし、私も業種をどういうふうに捕捉しているかということをする質問もし、聞いてまいりましたが、やはり十分にできていない。

もう一つは、やはり不公平感をどのようにするかということが非常に曖昧模糊としております。刹那的な予算であろうと思います。もちろん、私は、コロナの予算は市を挙げてやらなきゃいけないというのは皆さんと一緒になんですが、予算のタイムリーさとスピーディーさというのは何にも増して必要だろうと思いますが、その2つが今回の予算にありませんので、コロナ対策はどうしても必要だということには変わりませんが、予算の組み方が非常に拙速であるということで、私は反対をいたします。

議長（岡本 泰介君）

賛成討論ございませんか。

安藤議員。

8番（安藤 功君）

賛成の討論というか、大賛成の討論としてお聞きいただいたらいいんですけど、このたびの美作市のこの経済対策を初めとするいろいろな対応策というのは、報道等でも流れておりましたので、市民の皆様が、具体的なことはまだ分からずとも、美作市が何かやってくれるんだなということは、皆さん、よく御承知の方はたくさんいらっしゃると思います。本日提案されています新型コロナウイルスに負けるな給付金、負けるな貸付制度というのを本当に一分一秒でも早くやってほしいという声が本当に多く届きました。名称は違えども、そういう対策をやってほしいんだということを、本当に切実なる思いをたくさん聞いてきました。本当に緊急の対応、対策なんで、先ほど来より質疑とか討論でもいろいろと問題は指摘されておりますけど、確かにいろんなことがまだ不備があるんであろうというふうには考えますけれども、本当に緊急の対応策ということでございますんで、まだまだこれから踏み込んだ対応もしてくださるというような御答弁もありましたんで、ぜひとも本当に早急にこの対策を実行に移していただきたいというに思います。私の方にも、いろんな方から、頑張れ美作市とエールを送っていただいております。共に頑張りましょう。大賛成です。

議長（岡本 泰介君）

反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

次に、賛成討論はございませんか。

山本雅彦議員。

10番（山本 雅彦君）

賛成の立場で討論いたしますが、この本日の新型コロナウイルスに対する補正予算の関係で言うと、国の給付金や貸付金の補完的な意味も当然あると思いますけども、美作市でやることによって、非常にスピーディーな対応ができるということがまず第1点、私は期待をするわけであります。

また、ここのこの給付金制度、美作市の給付金制度については、この交付要綱等も含めまして、ある程度柔軟な運用をこれからもお願いしたいと。例えば、市営住宅の家賃の問題とか、あるいは個人や法人のテナントの入居あるいは借地代とか、いろんな事業者もいらっしゃいますので、そこらあたりを含めて、柔軟な対応ができるように取り計らっていただきたいというふうに、これは要望しておきたいとします。

いずれにいたしましても、この給付金、あるいは貸付金の制度が、いち早く実行されて、そして本当に困っているところにそれが届くように取り組むようお願いをしたいということを申し上げておきまして、賛成の討論といたします。

議長（岡本 泰介君）

次に、反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

それでは、賛成討論はございませんか。

中山議員。

5番（中山 忠明君）

さっき大賛成と言われた方がおられました。私もその3倍ぐらいは大賛成でございます。しかし、こういう臨時議会でいろんな意見が出た今日の功労者は、やはり岡野議員であり、岩江議員であると思います。そういうことを踏まえて、しっかり執行部はこういうことの問題があるということを踏まえて、5月6日以降、コロナが治まることを願ひまして、しかしなかなかそうもいかないの、市長も言われたように、岩江議員がどうするんなら、この次で治まらなったらというようなことを言うたためかどうかは分かりませんが、市長も次の一手、次のまたさらに一手という言葉が言われておりましたので、私は賛成の立場で討論をさせていただきました。

以上です。

議長（岡本 泰介君）

反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

いずれもないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

議案第56号「令和2年度美作市一般会計補正予算（第1号）」について、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（岡本 泰介君）

賛成多数。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

ここで市長より発言を求められておりますので、市長、どうぞ。

市長（萩原 誠司君）

私から一言御挨拶を申し上げます。

議員諸兄におかれては、熱心な御討議をいただき、先ほどございましたように、原案可決をしていただきました。明日からとは言いたいんですが、休みですので、月曜日から支給ができるぐらいな気持ちでこれから頑張っていく所在でありますし、そのための準備会議を直ちに開催いたします。

また、御指摘があったように、今後の動向については様々にルートがあります。注意をして迅速に動けるようなエンジンを常にアイドル掛けていこうとは思っているんですが、議員各位におかれても、ぜひともそれぞれの情報収集をお願いしたい。

また、市民の方々におかれては、恐らく私のところへじかに電話するのも気が引ける方でも、議員の皆さんへのお電話というものは、これ全くとは言いませんけれども、大分楽かもしれませんし、ぜひ議員各位にそれぞれお困りのお話をいただければ、私のところにもつながる可能性もございますので、よろしく願いをいたしたいと思ひます。

最後になりますが、この短期間、1週間弱なんですけれども、職員は本当によくやってくれました。すばら

しい。本当にすばらしい。あえて個人名は言いませんけども、部で言えば、保健福祉、教育、総務、企画、経済といったところが主に関係しているわけですが、どの部も本当によくやった。国の役人なんかはもうびっくりするぐらいよくやった。そのことが、コロナは大変厳しいんですけども、美作市としてのコロナの受け止め方は、職員の大いなる飛躍にあったというふうに思っておりますので、ぜひこのことをお伝えしたく、この機会を頂いたわけであります。ありがとうございます。

議長（岡本 泰介君）

以上で今議会の日程は全て終了いたしました。

お諮りします。

今臨時会の会議に付された事件は全て終了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本 泰介君）

異議なしと認めます。

以上をもって令和2年第2回4月美作市議会臨時会を閉会いたします。

どうぞ皆さん、御健康に注意して頑張ってください。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

午後5時50分 閉会

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名します。

令和2年4月24日

美作市議会議長 岡本 泰介

会議録署名議員 中山 忠明

会議録署名議員 倉地 重夫